

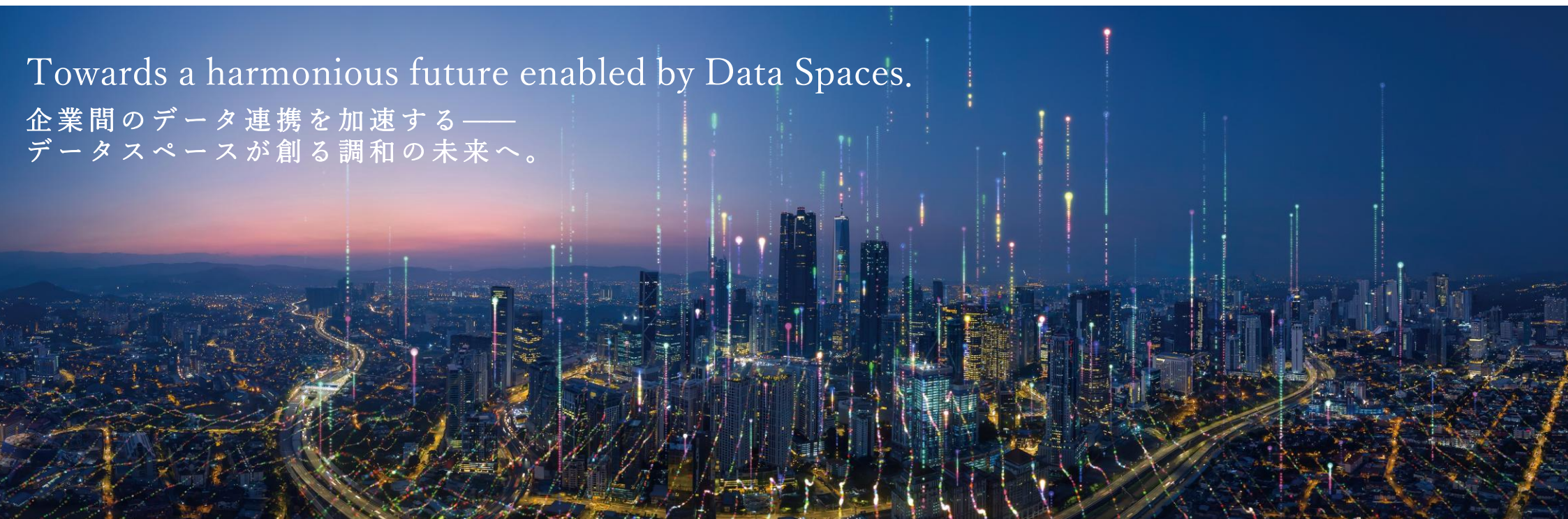
「令和7年度GビズIDの民間サービスでの活用事例等の募集及び実証的接続実験の実施」に対する報告書

2026年3月31日 NTTデータグループ

© 2026 NTT DATA Group Corporation

Towards a harmonious future enabled by Data Spaces.

企業間のデータ連携を加速する——
データスペースが創る調和の未来へ。



目次

1. エグゼクティブサマリー
2. ユースケース①: データスペースの参加申し込み効率化
 - 2.1 背景と課題認識
 - 2.2 サービス概要
 - 2.6 実証を踏まえた課題とGビズIDへの要望
 - 2.7 データ連携基盤におけるトラストの今後の検討課題
 - 2.8 考察と今後の課題
3. ユースケース②: データスペースにおけるデータ利用契約
 - 3.1 本章の概要
 - 3.2 背景と課題認識
 - 3.3 サービス概要
 - 3.4 実績
 - 3.5 考察と今後の課題
4. ユースケース③(1): VC発行と活用による法人トラストプラットフォーム
 - 4.1 背景と課題認識
 - 4.2 サービス概要／システム概要
 - 4.6 実証を踏まえた課題とGビズIDへの要望
5. ユースケース③(2): サプライチェーンにおける製造情報の選択的開示
 - 5.1 背景と課題認識／認証における課題／情報開示手段における課題
 - 5.2 サービス概要／システム概要
 - 5.6 実証を踏まえた課題とGビズIDへの要望
 - 5.7 サークュラーエコノミーにおけるGビズIDの活用／GビズID法人認証とモノのIDの連携モデルの一例
6. 民間が使いやすい信頼確認の論点整理
 - 6.1 あるべき姿の提示と整理の視点
 - 6.2 論点の体系化
 - 6.3 まとめ
7. まとめ

※一部のページは非公開のため章節番号の欠番がある。

実証的接続実験、実施体制

公募名

令和7年度GビズIDの民間サービスでの活用事例等の募集及び実証的接続実験の実施※

上記の件について下記の協力体勢にて実施させて頂きました。

対象 実証全体

会社名 株式会社NTTデータグループ

対象 実証報告書2章 ユースケース①

会社名 一般社団法人 自動車・蓄電池トレーサビリティ推進センター

対象 実証報告書4章 ユースケース③(1)

会社名 株式会社NTTデータ

対象 実証報告書5章 ユースケース③(2)

会社名 株式会社デンソー

対象 実証報告書6章

大学名 東京大学大学院情報学環 越塚 登 教授

対象 アドバイザー

会社名 NTTドコモビジネス株式会社

本件に関する連絡は下記にお願い致します。

連絡先:

株式会社NTTデータグループ 技術革新統括本部 Innovation技術部

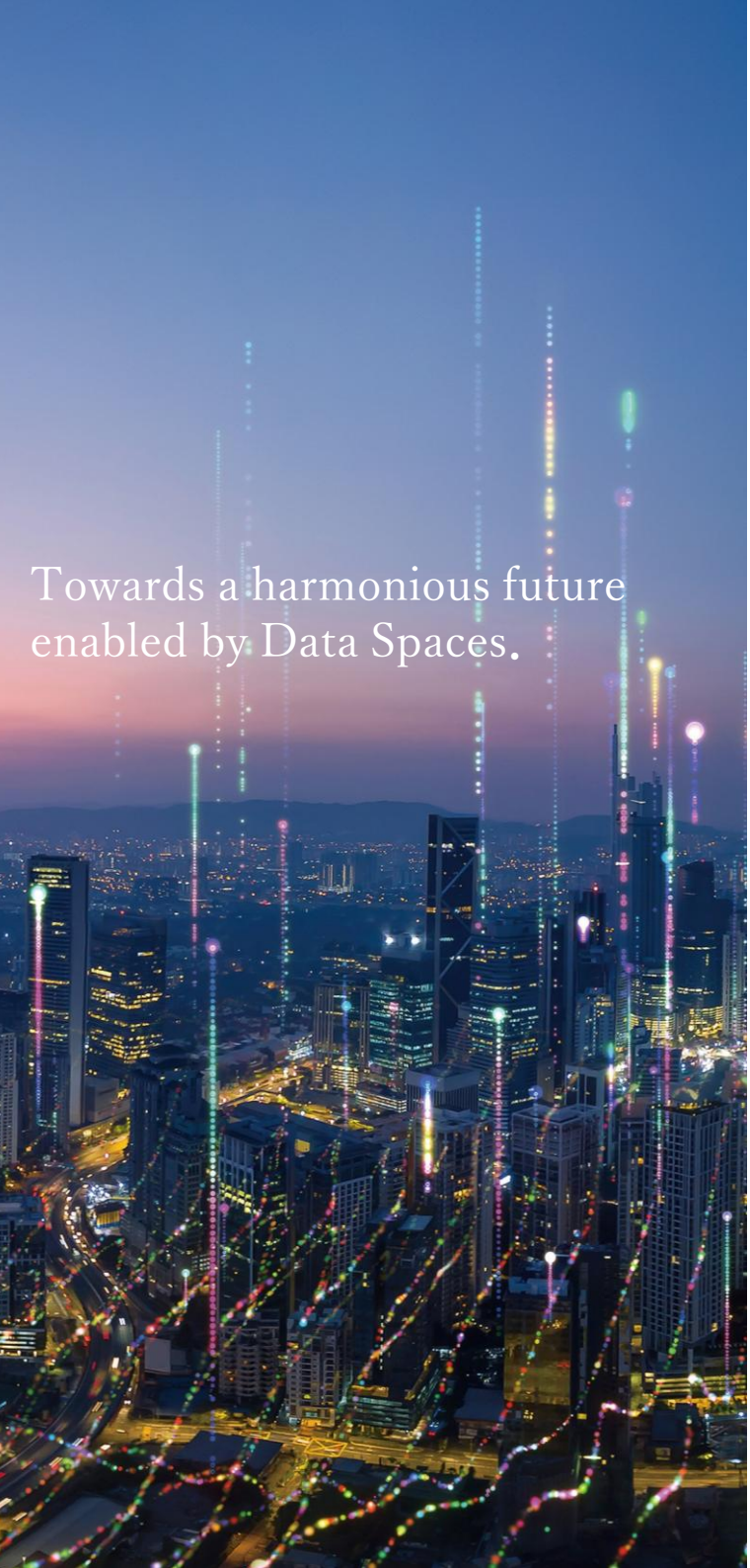
氏名 金子 崇之

E-mail Takayuki.Kaneko@nttdata.com

氏名 久保 昂也

E-mail kouya.kubo@nttdata.com

※以降は「GビズID実証」と記載します。



Towards a harmonious future
enabled by Data Spaces.

01

エグゼクティブサマリー

GビズIDの民間開放実証を通じたGビズIDを活用する意義

背景・経緯

- 法人共通認証基盤(GビズID)は事業者向け行政手続の認証基盤として急拡大(2025年6月時点:累計アカウント数132万ID※1)
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」により、民間活用の拡大が政策課題に
- 現状では行政機関とのみ接続可能であり、民間利用に向けた制度・技術の検証を行う方針

1)「GビズIDの利用状況に関するダッシュボード」2025年7月17日閲覧

GビズIDを活用する意義

公共性・公益性が高く、公的な本人確認や認証手段が必要

- 接続先であるデータスペースは、**複数企業間の情報交換を広く行うものであり、単一の組織だけでは難しい社会的課題の解決を目指しており**、公共性・公益性が高い。
- 政府機関が発行するGビズIDを利用することで、事業者間の**トラスト(信頼)が確保され、安全かつ透明性の高いデータ連携が実現する。**

広く一般の事業者によって利用される

- データスペースは、**特定の業界や企業規模に限定されず**、製造業、流通業、金融業をはじめ**多様な業種・業態の事業者が利用可能**である。
- 中小企業から大企業までが同一の認証基盤を利用することにより、**公平性・透明性が高まり、参加障壁が低減する。**

連携により手続きの効率化の効果が見込まれる

- GビズIDによる認証を導入することで、データスペースの参加や企業間契約・取引における**本人確認・書類提出などの事務手続きが簡略化**される。
- データスペース提供者ごとに実施していた企業の身元確認作業を一元化することで、**手続き時間短縮が見込まれる。**
- **認証基盤の共通化により、運用コストの抑制が期待できる。**

→GビズIDの民間開放は安心できる社会の実現とコスト低減やトラスト機能の各企業における再利用等の実装上のメリットの観点で必要となる。

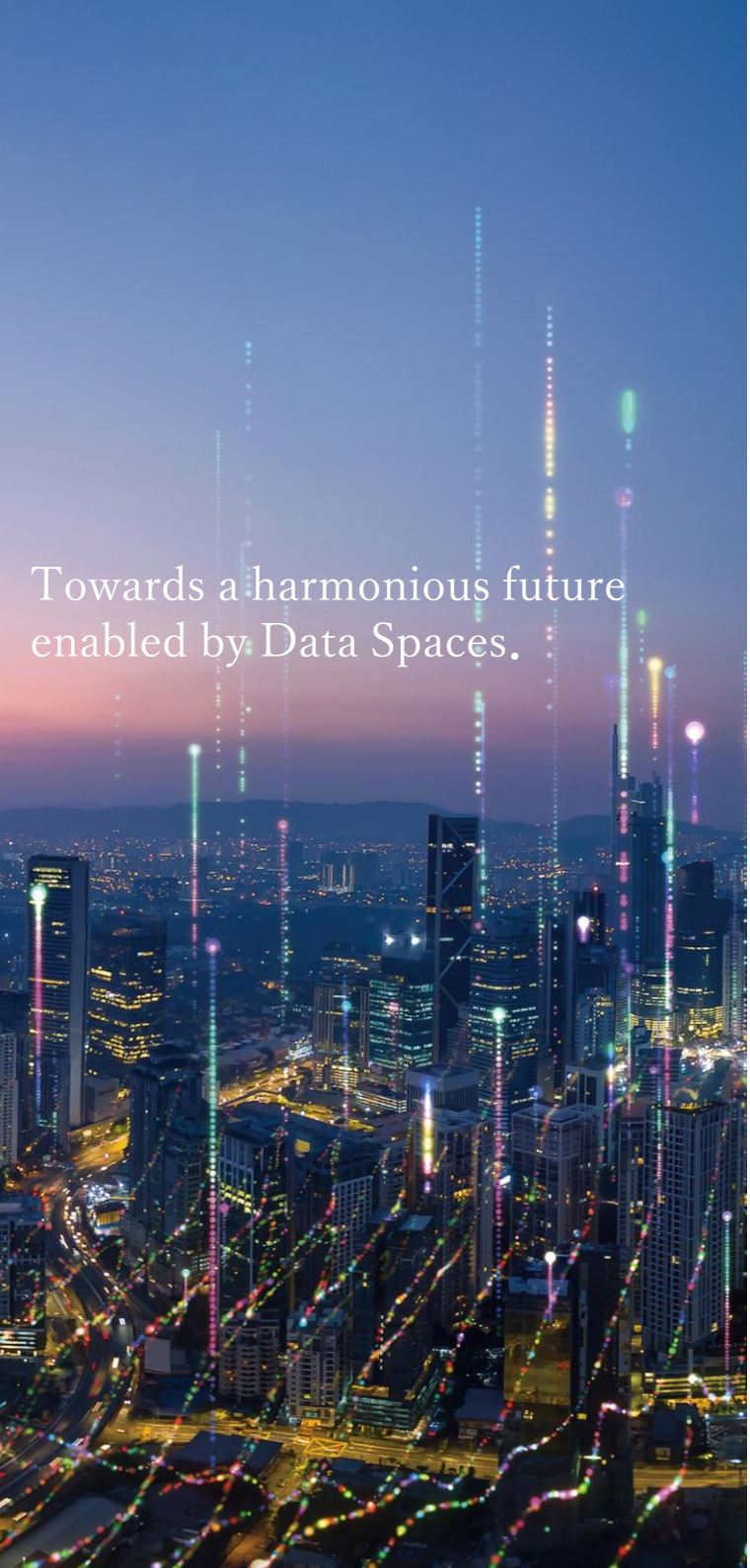
実証概要、エグゼクティブサマリー

GビズIDの社会的展開に向けた民間連携の実証

本実証の位置づけ・意義

- データ連携基盤※における公的認証基盤(GビズID)の活用に関する課題を抽出
- 民間に求められるトラスト基盤の要件とGビズIDの機能差分を検討・検証するもの
- これにより、社会全体の信頼インフラの整備や、認証・契約業務等の簡素化やコスト削減に貢献することを目指す

	実証/考察概要	実証/考察結果	補足観点、追加議論のポイント
ユースケース① 実証	GビズID活用による、データスペースの参加申し込みの信頼性向上・効率化	● GビズIDを活用し、データスペース参加申し込みの効率化と企業の身元保証の信頼性向上を実現できることを確認した。これにより、 参加企業の身元確認プロセスが簡略化 や、 与信審査の定型化と自動化の可能性 を確認した。	● 他行政サービスとの連携 ● メンバーアカウントの信頼性向上
ユースケース② 実証	データスペースにおけるデータ利用契約のサービス化とGビズIDの活用	● データ利用に係る契約の締結を支援するサービスの 一連の機能群を抽出し、GビズIDを適用した想定アーキテクチャを検討、プロトタイプを開発 した。 ● 契約支援サービスのトラストの観点から、 電子署名の信頼性を担保する手段 、および データスペース内のアクセス制御メカニズムとの連携手段が課題 であることを明らかにした。	● 他トラストサービスとの連携 ● メンバーアカウントの信頼性向上
ユースケース③(1) 実証	法人信用評価プラットフォームにおけるVCの活用とベースライントラスト確保のためのGビズIDの利用	● 当該プラットフォームにおける 法人認証基盤としてGビズIDが十分に動作 することが確認された。また、法人トラストプラットフォームに求められる企業VC内の情報の信頼性担保に GビズIDのUserInfo機能が有効 であることが確認された。 ● 開発者向けの詳細ドキュメントへのアクセスや設定変更の容易性に関わり不便な場面が散見され、 一層のドキュメント整備などが望まれる	● 開発者アクセシビリティの向上
ユースケース③(2) 実証	サプライチェーンにおける製造情報の選択的開示におけるVC利用と開示先認証におけるGビズIDの活用	● 当該プラットフォームへの ログイン基盤として十分動作 することが確認された。 ● UserInfoで取得できる情報は企業基本情報のみであり、製造情報の選択的開示のためには必要な詳細な企業活動情報や資格情報などの 企業詳細情報が取得できることが望まれる 。	● 他行政サービスとの連携 ● 獲得可能な企業属性情報の拡充
トラスト全体の考察	GビズID実証を踏まえた、民間で活用可能なトラスト実現に向けた論点整理	● GビズID実証を踏まえ、トラストのあるべき姿について、 必要な要素と検討論点を整理 した。 ● その上で、ユースケースごとの要件具体化の考え方と、官民分担に向けて整理すべき観点を示した。官民分担については、「民間か国か」に限らない 複数の観点から整理が必要 であることを示した。	● 他トラストサービスとの連携



Towards a harmonious future
enabled by Data Spaces.

02

ユースケース①: データスペースの参加申し込み 効率化

2.1 背景と課題認識

2.1.1 背景

近年、データ活用の価値が急速に高まり、企業や組織間でのデータ共有や流通を円滑に行うための仕組みとして「**データスペース**」が注目されている。データスペースは、異なる主体間でのデータの安全かつ信頼性の高い流通を可能にする基盤であり、データ共有が持続的に拡大する社会において欠かせない存在である。

しかしながら、データスペースを円滑に運用するためには、データ流通に関わる全ての主体が「**信頼できる関係**」を維持することが不可欠である。信頼性を欠いた基盤では、データの改ざんや不正利用、セキュリティリスクが増大し、データ流通の阻害要因となる。このような課題に対応するためには、データスペースにおける「**信頼の基点**」となる仕組みが必要である。そこで重要となるのが「**トラストアンカー※**」という概念である。トラストアンカーは、データスペースにおいて信頼を保証する重要な役割を果たし、主体間の信頼関係を構築するための礎となる。

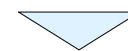
しかし、現行の運用では、データスペース運営者が参加企業の身元確認などの与信を個別に行うなど、信頼形成の仕組みを独自に運用している場合があり、この点がデータスペースの構築・運用を阻む一因となっている。

そこで本ユースケースでは、データスペースへのオンボーディングにおける参加主体の本人確認・初期認証の手段として、**民間開放された場合の「GビズID」の活用**を検討する。特に、将来的にサプライチェーンの上流から下流まで多様な企業のオンボーディングが想定される場合には、**広く共通化された公的枠組みを用いることが適切**であると考えられる。

※本報告書におけるトラストアンカーは、信頼の起点となる仕組みを指し、GビズIDはその一つとして活用し得る。

<本スライドのポイント>

データスペースにおける
信頼の基点(トラストアンカー)
の必要性



民間開放されるGビズIDの信頼
確保の基盤(本人確認・初期
認証など)への活用

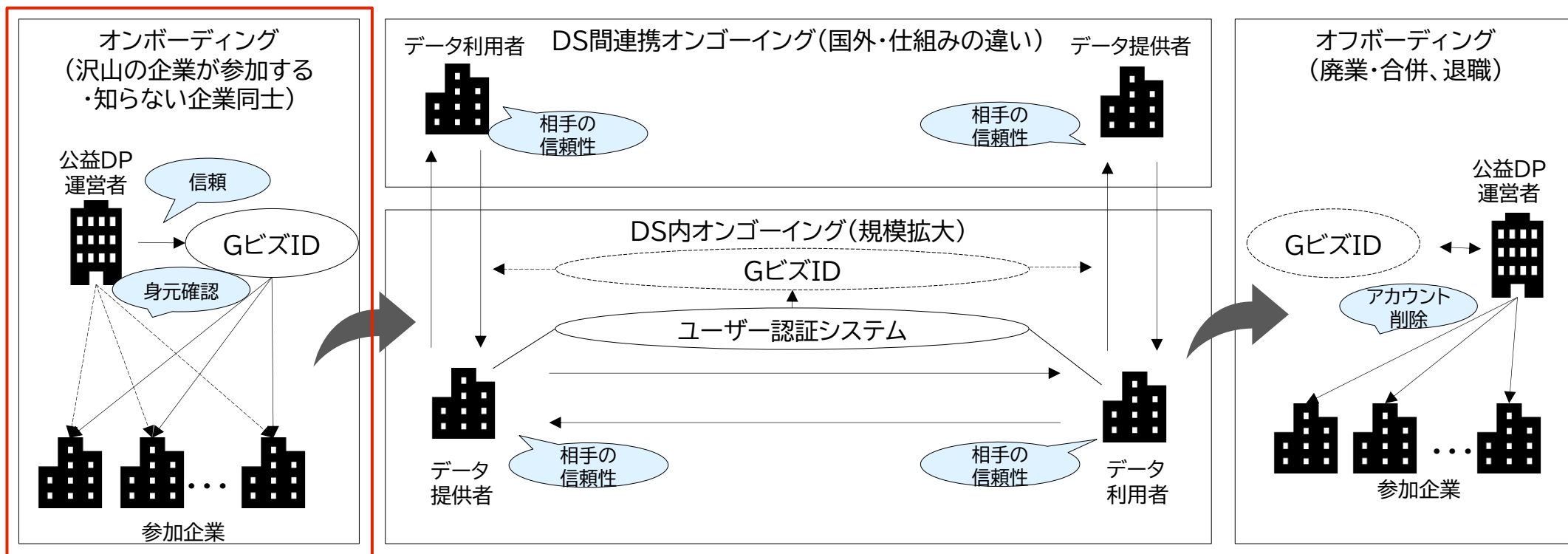


データスペースへのオンボー
ディングへの活用を検証

2.1 背景と課題認識

2.1.2 企業間データ連携とGビズID活用案、全体像

データスペースによる、GビズIDを活用した、企業間データ連携の全体像を以下に示す。ユースケース①では、FY25の検討範囲である**オンボーディング(参加申し込み)**の効率化および信頼性向上を検討する。



FY25の検討範囲

【仕組み】

- GビズID: 法人と人の関係を国が保証(実在性・本人性)
- データスペース: 資格情報の発行・監査・失効を運用基盤で実施
- 双方連携により、信頼されたIDを民間データ連携に展開可能

2.1 背景と課題認識

2.1.3 オンボーディングの課題とGビズIDの有効性

データスペースでは、安全かつ信頼性の高いデータ連携環境を実現するため、参加にあたってデータスペース運営者(公益デジタルプラットフォーム認定事業者(公益DPF)など)が参加者の身元確認を実施している。

今後、ユースケースが拡大すると以下のような課題が発生する。

◆参加者の視点

- データスペースごとに参加者登録のための必要な申請を行うのが負担となる。

◆データスペース運営者の視点

- データスペース運営者が、参加者の身元確認をする必要があり、審査に時間がかかる。
- 複数のデータスペースが存在する場合、それぞれで同じ手続き(身元確認)を行っており非効率

上記の課題に対して、GビズID利用には以下の有効性がある。

- GビズIDはIAL2相当*1の身元確認に対応しており、信頼性が高い。
- GビズID発行時の確認ではマイナンバーカードおよび登記情報の突合を行っており、実在性+本人性+代表性の3点を確認済み。
- 公益DPFや参加者にとって審査負担や不正リスクの低減が期待できる。

よって、GビズIDと連携した参加申請システムにより、複数のデータスペース設立やユーザ増において、身元確認の効率化および信頼性向上が図れる。

*1)「法人共通認証基盤におけるトラストフレームワーク」第1.0版

IAL	レベルの定義
IAL1	身元識別情報が確認される必要がなく、身元確認の信用度がほとんどない。身元識別情報は、自己表明若しくは自己表明相当である。
IAL2	身元識別情報が遠隔又は対面で確認され、身元確認の信用度が相当程度ある。
IAL3	身元識別情報が特定された担当者の対面で確認され、身元確認の信用度が非常に高い。

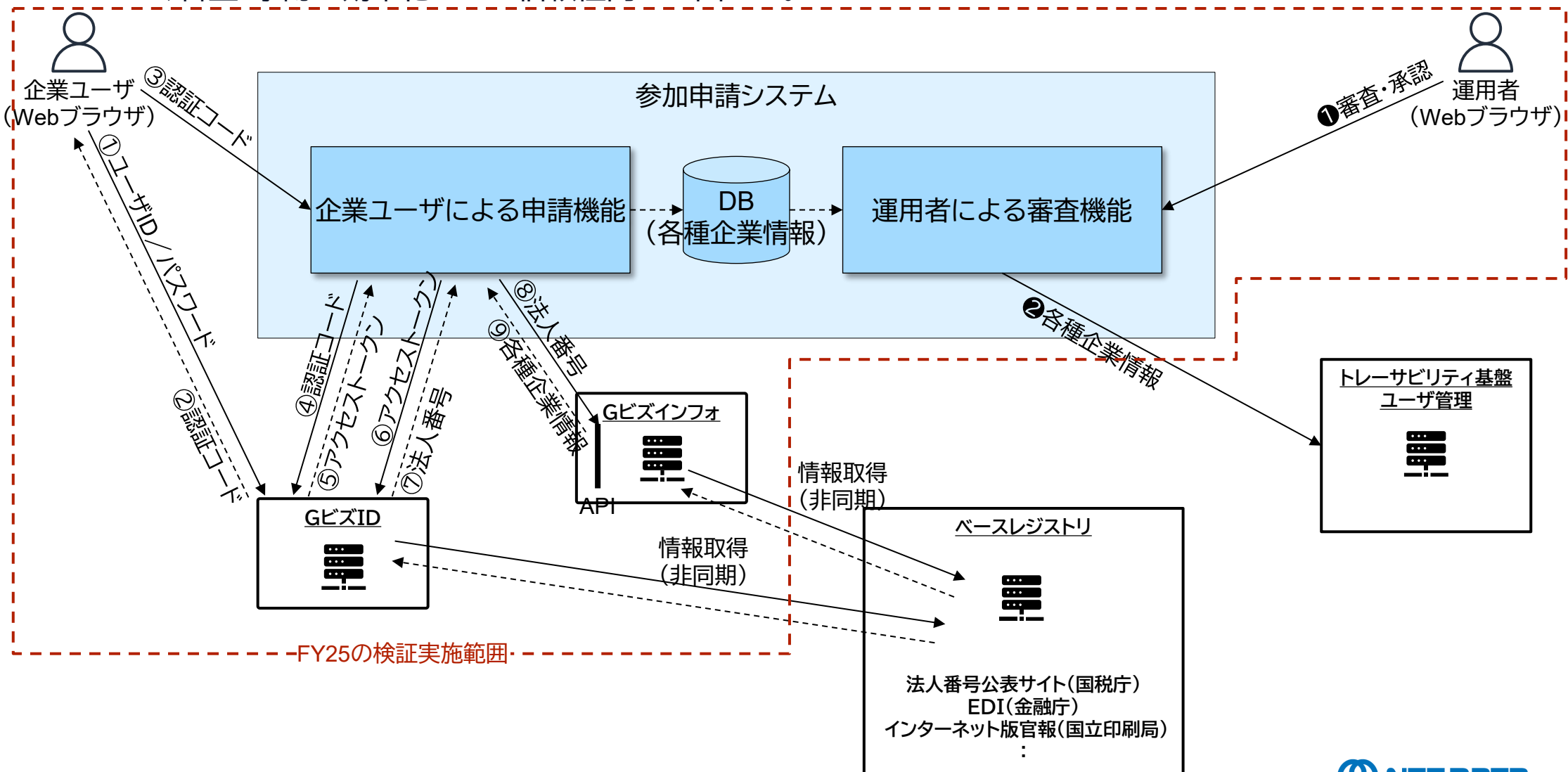


2.2 サービス概要

2.2.1 トレーサビリティ基盤サービス参加申請システムの全体像

GビズIDと連携した参加申請システムの全体像を以下に示す。

データスペースの参加申し込みに際し、GビズIDを使った認証と、GビズID/Gビズインフォから得られる企業情報によって、審査・承認の効率化および信頼性向上が図れる。



2.2 サービス概要

2.2.2 オンボーディングで参照する企業情報

オンボーディングの検証において、データスペース運営者が参照する企業情報項目を以下に示す。

GビズIDの基本情報に加え、決算情報などを参照する必要があるため、法人番号で紐づけたGビズインフォ(経済産業省)の法人活動情報も参照する。

ソース	カテゴリ	項目	参照項目	備考
GビズID	基本情報	法人番号／個人事業主管理番号	○	
		法人名／屋号	○	
		都道府県		
		市区町村＋番地		
		代表者名／個人事業主名		
		代表者名フリガナ／個人事業主名フリガナ		
		代表者生年月日		
Gビズインフォ	法人基本情報	法人番号	○	「法人番号公表サイト」より取得
		法人名	○	「法人番号公表サイト」より取得
		所在地		「法人番号公表サイト」より取得
		代表者名		「EDINET」より取得
		資本金		「EDINET」より取得
		従業員数		「職場情報総合サイト」より取得
		設立年月日		
		企業規模		「職場情報総合サイト」より取得
		営業品目		
		事業概要		「職場情報総合サイト」より取得
	法人活動情報	企業HP		「職場情報総合サイト」より取得
		事業所情報		「厚生年金保険・健康保険適用事業所検索システム」より取得
		財務情報		「EDINET」より取得
		決算情報	○	「インターネット版官報」より取得
		特許情報		
		届出・認定情報		
		補助金交付情報		
調達情報				
表彰情報				
職場情報			「職場情報総合サイト」より取得	

2.2 サービス概要

2.2.3 企業ユーザによる申請機能の画面イメージ

企業ユーザによる申請機能の画面イメージを以下に示す。

※今回の検証向けのサンプル実装

①企業ユーザは、G
ビズIDを用いてロ
グインする。

②企業ユーザは、必
要事項(法人名、法
人番号など)を入力
する必要があるが、
GビズIDの企業情
報を参照すること
ができる。

③GビズIDの企業
情報(UserInfo)
を参照することで、
信頼性のある企業
情報を入力として
利用することがで
きる。

④申請完了後は、審
査が完了するまで
待つ。差し戻された
場合は、指示に従い、
追加情報の提出を
行う必要がある。

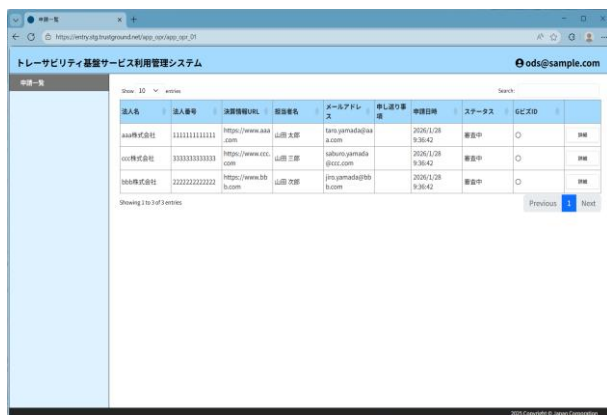
2.2 サービス概要

2.2.4 運用者による審査機能の画面イメージ

運用者による審査機能の画面イメージを以下に示す。

※今回の検証向けのサンプル実装

⑤公益DP等の運用者は、申請一覧から審査対象の申請を選択する。



⑦より詳細な企業情報を参照するために、Gbizインフォを参照する。



⑥審査対象の申請の詳細な情報を表示し、審査基準に抵触していないかを確認する。GbizIDからの情報であれば、虚偽申告でないかと判断できる。



⑧Gbizインフォの決算情報などを参照して、参加資格の判断や参加費用の算出などを行い、申請の承認/否認の判断を行う。



2.6 実証を踏まえた課題とGビズIDへの要望

実証を踏まえた課題とGビズIDへの要望について、以下のグループに分けて整理する。

グループ(タイトル)	概要
①信頼性に関する課題	GビズIDの信頼性に関する課題
②利便性に関する課題	GビズIDの利便性に関する課題

2.6 実証を踏まえた課題とGビズIDへの要望

①信頼性に関する課題(1/2)

No	①-1
課題	ユーザアカウントの信頼性
説明	<p>民間開放によって、代表者以外の申請が増加し、ユーザアカウントの利用が活発化することが予想される。(行政ではプライムアカウントの利用が前提である)</p> <p>現行のGビズIDでは、プライム管理者のみ本人確認が行われている一方で、メンバーアカウントに関しては在籍状況や退職後の継続的な確認が企業側の管理に委ねられている構造である。その結果、退職者がアカウントを利用してしまいうリスクが存在し、民間利用やデータ連携の場面において信頼性が低下する懸念がある。</p>
効果	退職者利用リスクにより民間利用時の信頼性の低下を防ぐことができる。
優先度	中
GビズIDへの要望	<p>現状、プライム管理者のみ本人確認が実施されており、メンバーアカウントについては確認が行われていない。その結果、退職済みのメンバーがアカウントを利用可能となるリスクが存在する。</p> <p>デジタル庁様の見解では「企業側で管理責任を持つ」と整理されているが、この構造により民間利用やデータ連携においてトラストレベルの低下が懸念される。</p> <p>社員証などとの紐付けなど、検討が求められる。</p>
その他の要望	—

2.6 実証を踏まえた課題とGビズIDへの要望

①信頼性に関する課題(2/2)

No	①-2
課題	法人属性との紐づけ
説明	GビズIDは事業者単位のIDとして一定の法人識別情報を有している。個人情報(マイナンバー等)への過度な依存を避けつつ、法人登記情報等の法人属性をより広く活用できる可能性がある。
効果	法人登記情報等の法人属性との紐づけを明確になり、与信審査の精度が向上する。
優先度	高
GビズIDへの要望	GビズIDは事業者単位のIDとして一定の法人識別情報であるが、実際には代表者個人に紐づいており、個人の証明に依存している。 法人登記情報等の法人属性との紐づけを明確にし、法人の認証として活用できるのが望ましい。
その他の要望	—

2.6 実証を踏まえた課題とGビズIDへの要望

②利便性に関する課題(1/3)

No	②-1
課題	企業情報の不備
説明	公的基盤(GビズID/Gビズインフォ)をデータスペースのオンボーディング審査に利用する際、 審査に必要な企業情報が企業によっては必ずしも参照可能となっていないため 、審査に必要な情報(決算情報など)を確実に取得することができず、データスペース運営者や下流サービスが与信の 定型化や自動化を実現できない 。
効果	決算情報などを参照し、与信審査の定型化や自動化が可能となる。
優先度	高
GビズIDへの要望	—
その他の要望	<p>与信の自動化を実現するためには正確な決算情報の参照が必要である。</p> <p>しかしながら、GビズID単体では必要な情報が十分に整備されておらず、Gビズインフォとの連携を行った。(ただし、Gビズインフォへの連携は、現時点では、Gビズインフォへのリンクを埋め込み、Gビズインフォの画面を表示する疎結合で、Gビズインフォ側に大きな影響のない方式とした)</p> <p>しかし、Gビズインフォにおいても、必要な情報が企業によっては参照可能となっていないという課題が明らかになった。</p> <p>与信の自動化を達成するためには、Gビズインフォなどの外部システムから決算情報を確実に取得できる仕組みが求められる。</p>

2.6 実証を踏まえた課題とGビズIDへの要望

②利便性に関する課題(2/3)

No	②-2
課題	GビズIDの保有有無の検索
説明	<p>GビズIDは、企業ごとに一つとなっているが、特に大企業においては、GビズIDが取得されているか、取得されているとしても、どの部署が窓口かなどが共有されないことで、GビズIDの利用の阻害要因となりうると想定される。</p> <p>この課題に対しては、「自社がGビズIDを保有しているか」を確認することで解決できる可能性があるが、現在はその手段が存在せず、利便性向上の観点から確認機能の必要性が指摘された。</p>
効果	ユーザ企業によるGビズID取得の阻害要因が軽減され、GビズID取得が促進される。
優先度	中
GビズIDへの要望	<p>現状、GビズIDには法人番号を基にした検索機能が存在しないため、アカウントを持たない者からでもIDの有無を確認できるようになれば利便性の向上が期待できる。</p> <p>しかし、第三者による他社の登録状況を探索するリスクが懸念される。法人番号は誰でも取得可能であるため、無条件での検索機能の導入には慎重な判断が必要である。</p> <p>ただし、アカウントを持たない者からであっても、プライムアカウント(代表者)の有無のみ、もしくはプライムアカウントの公開可能情報のみを、代表者と同じドメインのメールアドレス保有者のみが参照できる検索機能であれば、実現可能な余地がある。</p>
その他の要望	—

2.6 実証を踏まえた課題とGビズIDへの要望

②利便性に関する課題(3/3)

No	②-3
課題	審査結果の共有
説明	企業間データ連携における法人認証に一貫性が欠けているため、審査結果を共有する仕組みが存在しない。この問題により、 複数のデータスペース運用者が同じ審査を繰り返し受けなければならない 状況が生じている。さらに、行政手続きにおいても同様の問題があり、審査結果の共有が行えないことが非効率の原因となっている。こうした課題を解決するためには、 審査結果を共有できる仕組みの構築 が必要である。
効果	GビズIDを活用することで、さまざまな情報を 定型的な手続きで効率的に取得 することが可能になる。また、一度行った 審査結果を申請者の合意のもとで他の審査手続きに再利用できる仕組みを導入 することで、ESGやコンプライアンスチェックの効率化、行政手続きの簡素化、電子契約や取引における本人確認手続きの省略、金融・与信サービスの利用ハードルの低減、などの効果が期待される。 例えば、行政手続き時には法人情報を自動転記できるようになり、 電子契約や取引では本人確認の手間を省く ことが可能になる。また、金融・与信分野でも審査の効率化により、企業の利用促進につながると期待される。
優先度	中
GビズIDへの要望	民間利用の拡大に向け、 定型的な手続きで企業の与信が簡単に行える仕組みの整備 が望まれる。さらに、GビズIDが法人確認や与信結果を再利用できる共通の基盤として機能することを期待する。
その他の要望	行政機関において 審査結果を共有できる仕組みの整備 が望まれる。また、審査基準や手続きを統一し、認定審査機関を設置することで、審査状況を行政機関と民間企業の双方で共有できる体制を構築することが望まれる。

2.7 データ連携基盤におけるトラストの今後の検討課題

2.7.3 検討課題と今後の方針

オンゴーイング以降で想定される課題を以下に示す。

No	カテゴリ	課題	説明	効果	優先度	今後の方針
1	①オンゴーイング以降の信頼の課題	海外事業者との相互承認	海外企業にGビズIDを取得させることは現実的ではなく、eIDAS等の国際的ID基盤との相互承認が将来的な課題となる	海外事業者による参加申し込みへの審査が効率化および信頼性向上が図れる。	中	企業間データ連携の拡大を見据えると、海外事業者との接続は避けられない論点である。 本論点は 省庁横断的な国際連携課題 であり、今回の実証範囲外としつつ、将来の国際的な信頼基盤連携に関する課題である。
2		企業情報の同期	データ連携基盤にGビズIDの企業情報のコピーを保持する場合には、情報の鮮度を保つ必要がある	オンゴーイング時にも最新の企業情報が参照できる。	中	オンボーディングにおいて企業情報を取得した後、 オンゴーイングにおいて、データの取引先の企業の信頼性が継続する必要がある。 代表者の変更など、 企業の基本情報が変更される場合に、データスペース側の情報を更新する手段が必要 と考えられる。 2.7.4節にて補足説明を行う。
3	②将来的な外部トラストアンカー接続の課題	トラストアンカーへの接続	データ連携基盤の信頼性向上と効率化のために更なるトラストアンカーとの接続が必要となる	更なる信頼性の向上と効率化が実現される	中	更なる信頼性の向上と効率化の実現のため、様々なトラストアンカーやベースレジストリとの接続が必要となる。 2.7.5節以降で検討の進め方について説明する。

2.7 データ連携基盤におけるトラストの今後の検討課題

2.7.4 企業情報のコピーを保持する場合の更新や同期タイミング等の課題

GビズIDから公益DPFの申込情報や、運営するデータ連携基盤の認証サービスの企業情報に対し下記の情報連携ができると考えられる。

1. GビズIDで取得可能な法人情報を、参加申請システムや認証サービスの項目体系と整合させること

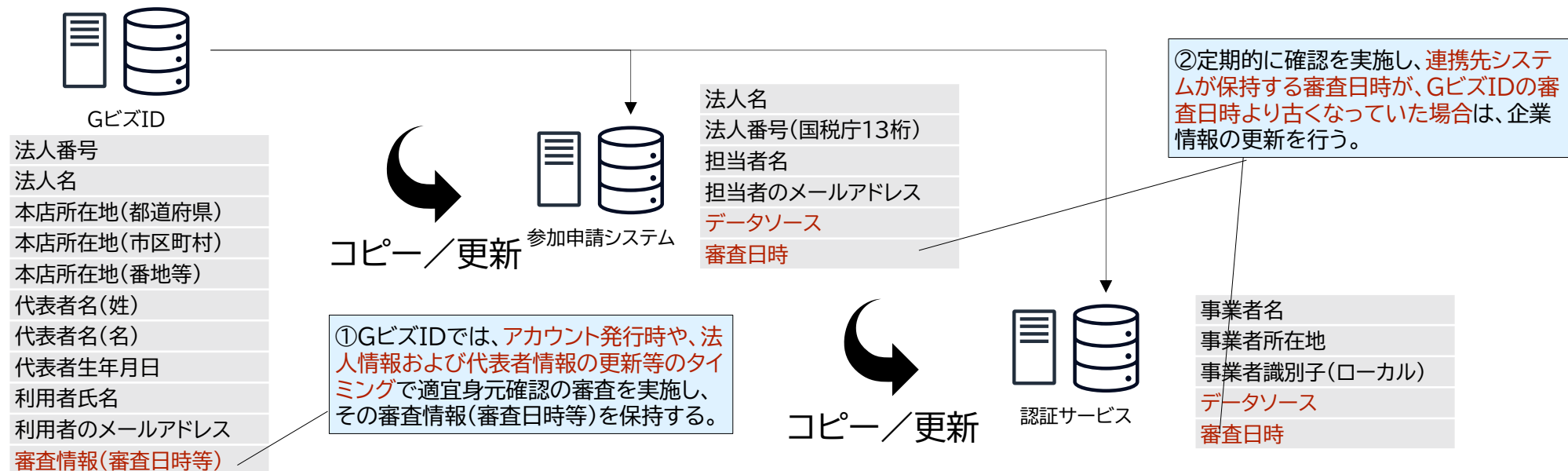
【目的】 GビズIDで取得できる項目と、参加申請システムや認証サービスの各フィールドとの対応関係を整理する。

【理由】 将来的な自動入力の実現、二重入力の排除、利用者の入力負荷軽減とUX向上、等の基礎となるため。

2. 「情報の出どころ」「鮮度」を説明可能なメタデータ(フラグ)設計を行うこと

【目的】 各値がどの外部レジストリ/ID基盤から、何時の情報に基づいて取得されたものかを示すメタデータを設計する。(GビズIDの場合は、**審査日時**が情報の鮮度を表す)

【理由】 国内外のデータスペース間連携など、将来的な相互運用性を見据え、データの信頼性・鮮度を説明可能とする必要があるため。また、**連携先システムが保持する審査日時が、GビズIDの審査日時より古くなっていた場合に**企業情報の更新することで、連携先システムの企業情報の鮮度を保つため。



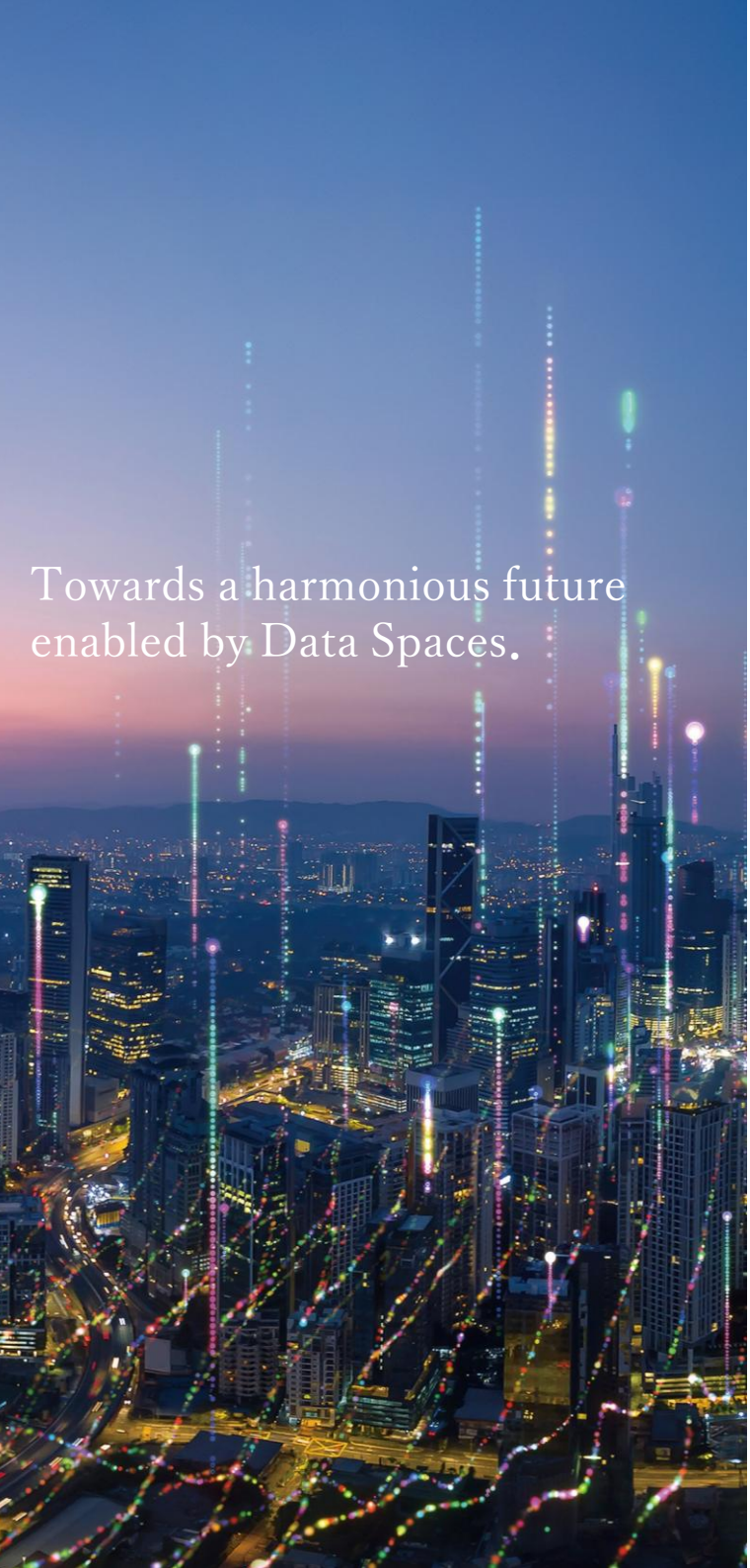
2.8 考察と今後の課題

■考察

- **GビズIDの活用による効率化および信頼性向上**
GビズIDをトラストアンカーとして活用することで、**データスペース参加企業の身元確認プロセスを簡略化し、信頼性を確保しながら効率化が可能**であることが確認された。決算情報や企業属性情報の共有・活用により、与信審査の定型化や自動化が期待される。
- **企業間データ連携の信頼基盤の整備**
データ連携基盤において、トラストアンカー(主体の真正性)とベースレジストリ(属性の正確性)の両面で信頼を構築する必要性が確認された。**GビズIDと外部基盤(Gビズインフォ等)との連携により、企業情報の完全性と精度を高めることが課題解決の鍵**となる。

■今後の課題

- **企業情報の更新と同期**
企業情報のリアルタイム更新を可能にし、オンゴーイングフェーズでも信頼性を担保する仕組みを構築する必要がある。
- **国際的なトラストアンカーとの連携**
国内でのGビズID活用だけでなく、国際的なID基盤(eIDAS等)との接続を検討し、海外事業者の参加を効率化および信頼性向上を図る枠組みを整備する。
- **GビズIDの認知度向上と可視性確保**
ユーザ企業が自身のGビズID保有状況を容易に確認できる機能の導入。プライバシーを保護しつつ、企業情報検索の利便性を向上する仕組みを検討。
- **メンバーアカウントの信頼性向上**
民間利用拡大に伴い、退職者のアカウント利用リスクを防ぐための本人確認手段(社員証との紐付け等)の導入が必要。
- **審査結果の共有基盤の構築**
審査結果の再利用を可能にし、行政手続きや企業間データ連携の効率化および信頼性向上を図るための共通基盤の整備が求められる。



Towards a harmonious future
enabled by Data Spaces.

03

ユースケース②: データスペースにおける データ利用契約

3.1 本章の概要

前章(ユースケース①報告)で述べた通り、データスペースを異なる主体間における安全かつ信頼性の高いデータ流通を可能にする基盤として運用するためには、その参加者間で信頼関係の醸成を促す基点となる**トラストアンカー**が必要であり、GビズIDはその任を担いうる最有力な選択肢の一つとして期待されている。

ユースケース①では、まず一般企業がデータスペースに参加するいわゆるオンボーディングプロセスについてGビズIDの適用を検討したが、ユースケース②では、既にデータスペースに参加している企業(参加者)の間で**データの利用に係る契約を締結するプロセスへの適用**について検討する。

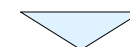
本検討では、データ利用に係る契約の内容それ自体にまつわる課題や論点については公知のガイドライン*に譲り、主に**契約締結から実際のデータ転送に至るまでの一連のプロセス**を実現するにあたって必要となる機能についての技術的な検討に主眼を置く。

すなわち、データスペース参加者間でのデータ利用契約の締結を第三者的な立場で支援する**「契約支援サービス」**と、実際のデータ転送を司るいわゆる**「コネクタ」**を含む、データスペースの想定アーキテクチャの構成を検討する。加えて、当該アーキテクチャを前提とした、契約締結から参加者間での実データの転送に至る一連のプロセスの処理シーケンスを明らかにする。

データスペースにおける
信頼の基点(トラストアンカー)
の必要性



GビズIDを
トラストアンカーとして活用



DS参加者間のデータ利用契約
プロセスに適用



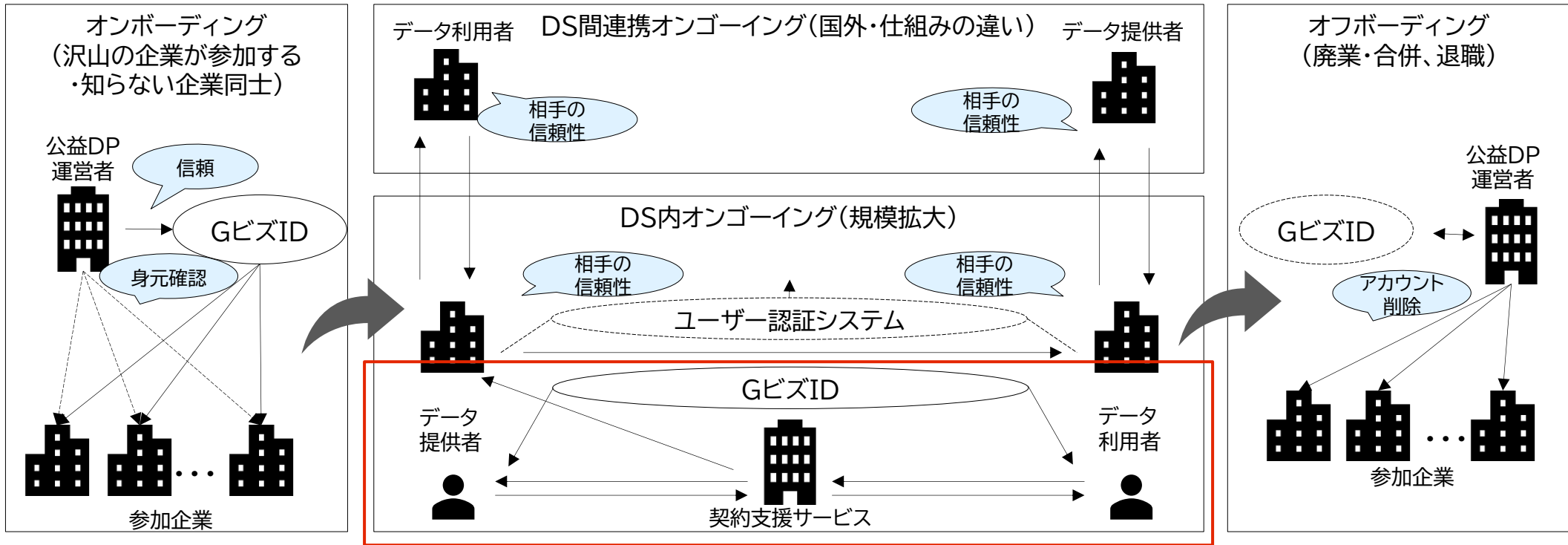
契約支援サービスとDSの
想定アーキテクチャを検討

*) [AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1版\(経済産業省、2019\)](#)

3.2 背景と課題認識

3.2.1 企業間データ連携とGビズID活用の全体像

データスペースによる、GビズIDを活用した企業間データ連携の全体像を以下に示す。ユースケース②では、データ利用に係る契約の締結(データ利用契約)を支援する、契約支援サービスへの適用を検討する。



ユースケース②の検討範囲

【仕組み】

- GビズID: 法人と自然人の関係を国が保証(実在性・本人性)
- 契約支援サービス: GビズIDの保証の元で、法人の代表者*である自然人同士による意思表示に基づく契約締結を支援

*) 代理権の委任または権限の委譲を受けた使用人を含む。

3.2 背景と課題認識

3.2.2 データ利用契約の必要性とそのプロセス

データは一旦開示されると取り戻すことができない。データを他者(他社)に開示するに際しては、そのデータの利用権限、すなわち利用目的や期間等の条件や、二次利用や再販の制限などについて当事者間の契約を通じて事前に取り決めておくことが重要である。

データスペースにおいても、信頼性のあるデータ利用を実現するにあたってその参加者間で実際にデータ転送を行うのに先立ち、そのデータの利用に係る契約を締結することが必要となる。このような契約を行うタイミングとして、データスペースへの参加時に包括的・統一的な内容のいわゆる「利用規約」をデータスペース運営者が提示し、各参加者から同意を得るといったパターンが考えられる。一方で、利用権限等を参加者が柔軟に設定したい場合には、まずデータの提供・利用の当事者である参加者同士で任意の契約書に基づき契約を締結し、しかる後にデータ転送を行う、相対契約によるパターンもありうる*。

ところで、契約はその当事者双方の意思表示が合致することをその成立要件とする(民法522条)。すなわち一方による申込みの意思表示に対して他方が承諾の意思表示をもって応え、その内容が合致するとき、契約が成立する。契約書の存在自体は成立要件ではないが、実務上は契約内容を明文化し契約の存在を証明するために作成されることがほとんどである。また、契約書の私文書としての真正性を証明するためには、当事者双方の署名が必要である(民訴法228条4項、電子署名法3条)。

つまり相対によるデータ利用契約に関して、その当事者であるデータ提供者とデータ利用者との間で最低限必要となるプロセスは次のようになるであろう。

1. データ利用権限を契約内容として記した契約書の共有
2. データ利用者による申込みの意思表示の伝達
3. データ提供者による承諾の意思表示の伝達
4. データ提供者とデータ利用者の双方による契約書への署名

*) 前掲「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」では、前者を「データ共用型(プラットフォーム型)」、後者を「データ提供型」として類型化している。

3.2 背景と課題認識

3.2.2 データ利用契約の必要性とそのプロセス(続き)

さらにデータスペースにおけるデータ利用という背景を踏まえると、前掲の4つのプロセスに加えて、

5. データ利用契約の内容に基づくデータへのアクセスの許可

というプロセスが加わる。前述のように、データは一旦開示されてしまうと取り戻すことはできず、それ以降の取り扱いに制約を加える技術的手段は極めて限定的なものしかない。故に、データスペースに限らず信頼性のあるデータ流通を志向するシステムにおいては、データ利用契約の締結に先んじてデータが開示されないようにする「アクセス制御」のメカニズムが存在する。つまり、データ利用契約の締結を契機として、このアクセス制御のメカニズムによって契約の当事者であるデータ利用者**のみ**にデータを開示するよう、「アクセス制御ポリシー」を生成、設定することがシステムに求められる。

データ利用契約の一連のプロセスをまとめると下図のようになる。



3.2 背景と課題認識

3.2.3 データ利用契約のシステム化とGビズIDの有効性

前節で提示した計5つのプロセスを、システムの的に実装する形態を検討する。

まず課題となるのは、契約の意思表示や署名を行う者が法人の代表者であることを当事者同士で確認する、「本人確認」の手段である。オンラインの本人確認はeKYC(electronic Know Your Customer)と呼ばれる分野の技術であるが、データスペースの多数の参加者がこうした本人確認の機能を個別に実装・運用するのは非効率的であり、中立的な立場にあるサービスによって提供されることが望ましい。

また、本来的には法人が権利主体となる契約を締結する権限を持つのは法人の代表者であり、株式会社においては代表取締役である(会社法349条4項)。しかしながら、代表取締役が自ら個々の契約に際して意思表示や署名などの業務を行うことは必ずしも現実的ではなく、実務上は、代表者から代理権の授与すなわち委任を受けた従業員(会社法14条1項)によって行われることが多い*1。

以上のことを踏まえると、データ利用契約のプロセスをシステムの的に実装するに際しては、そのシステムのユーザが法人の代表者または従業員であることを確認・認証する本人確認の機能に加えて、当該ユーザが業務として契約締結を行う権限を持つか否かを管理する機能が必要ということになる。ここではこうした機能を「ロール管理」と呼称する*2。

本人確認の機能のうち、特にプロセスの実行時にユーザの当人性を確認する当人認証は、システムにおける「認証(Authentication)」の機能として、またロール管理の機能は、ユーザがシステム内でどのようなプロセスを実行可能であるかを制御する「認可(Authorization)」の機能として、システム全体で利用されることになる。

*1) 必ずしも委任状の作成という形を取らず、社内規定を根拠として契約締結の権限が委譲された場合を含む。

*2) 契約締結に際して、一方のユーザが契約締結の権限を持つロールに登録されていることを他方のユーザが確認できるように構成することが望ましい。なお、電子委任状の活用については本検討のスコープ外とする。

3.2 背景と課題認識

3.2.3 データ利用契約のシステム化とGビズIDの有効性(続き)

データ利用契約を系統的に実装するには、契約の当事者双方が契約の締結に際して契約書に電子的に署名するために、署名に用いる鍵ペアを双方が用意し、かつ公開鍵を後々の検証が可能になるよう保持しておく必要がある。さらに、この鍵ペアを当事者に紐づける、つまり署名に用いられる鍵ペアが確かにデータ提供者またはデータ利用者となる法人の代表者(またはしかるべき権限を持つ従業員)のものであることを確認した第三者によって、公開鍵証明書が発行されることが必要である。こうした機能は一般に「認証局」(Certificate Authority)として知られる。

以上述べたような、本人確認、ロール管理と認証局の機能を備え、データ提供者とデータ利用者の間を仲介する中立的な第三者として、前述の一連のプロセスを遂行し契約締結を支援する「契約支援サービス」は、最低限下図に示す機能群により構成される。

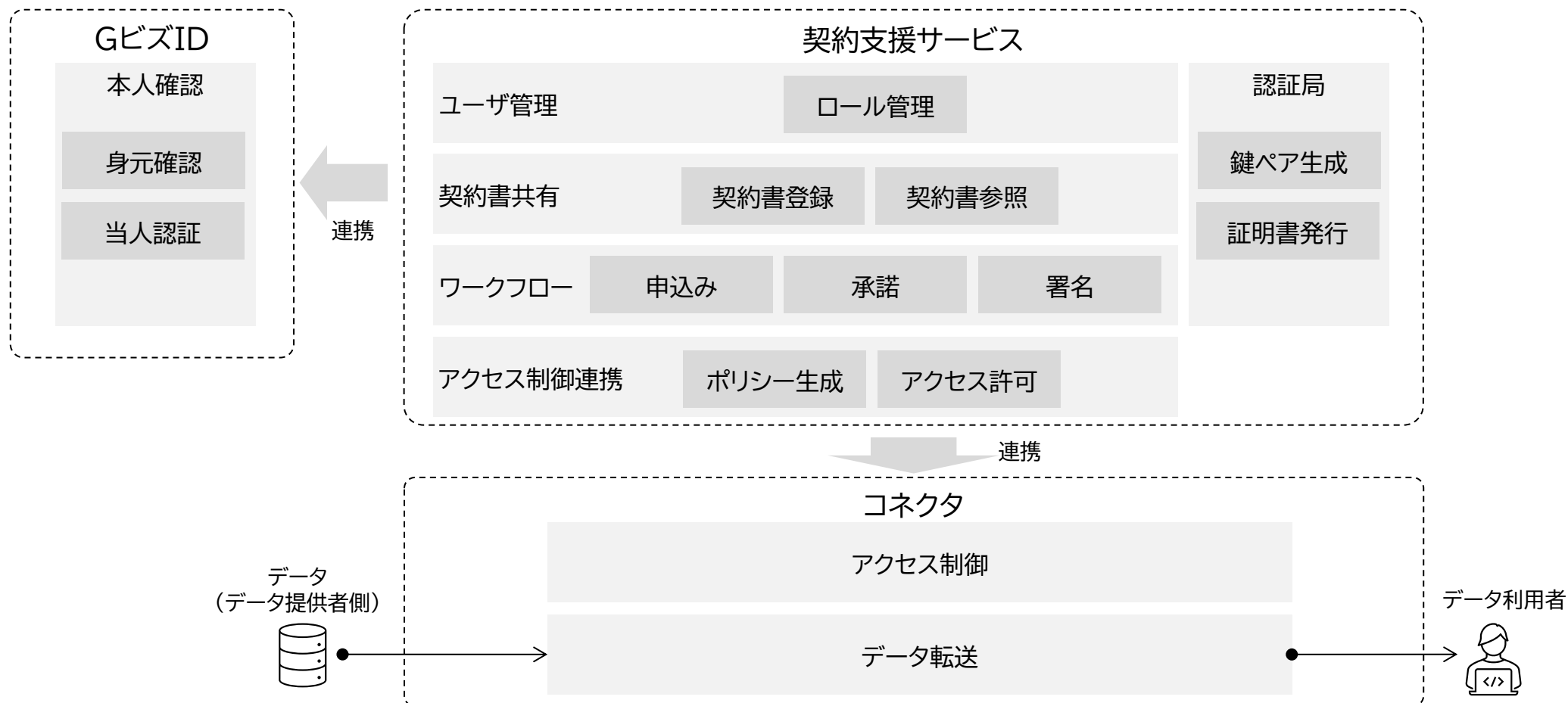


3.2 背景と課題認識

3.2.3 データ利用契約のシステム化とGビズIDの有効性(続き)

前掲の契約支援サービスのミニマムな機能群のうち、本人確認の部分をGビズIDへのフェデレーション*により実現することで、このようなサービスの運用をさらに効率化することができる。このケースでは、本人確認の対象であるユーザについて、ロール管理および鍵ペアとの紐づけはサービスの責任にて実施することになる。

データスペースにて実際のデータ転送とアクセス制御を行うシステムコンポーネントである「コネクタ」も加えた、契約支援サービスと連携するシステムの各機能との関連は下図のようになる。

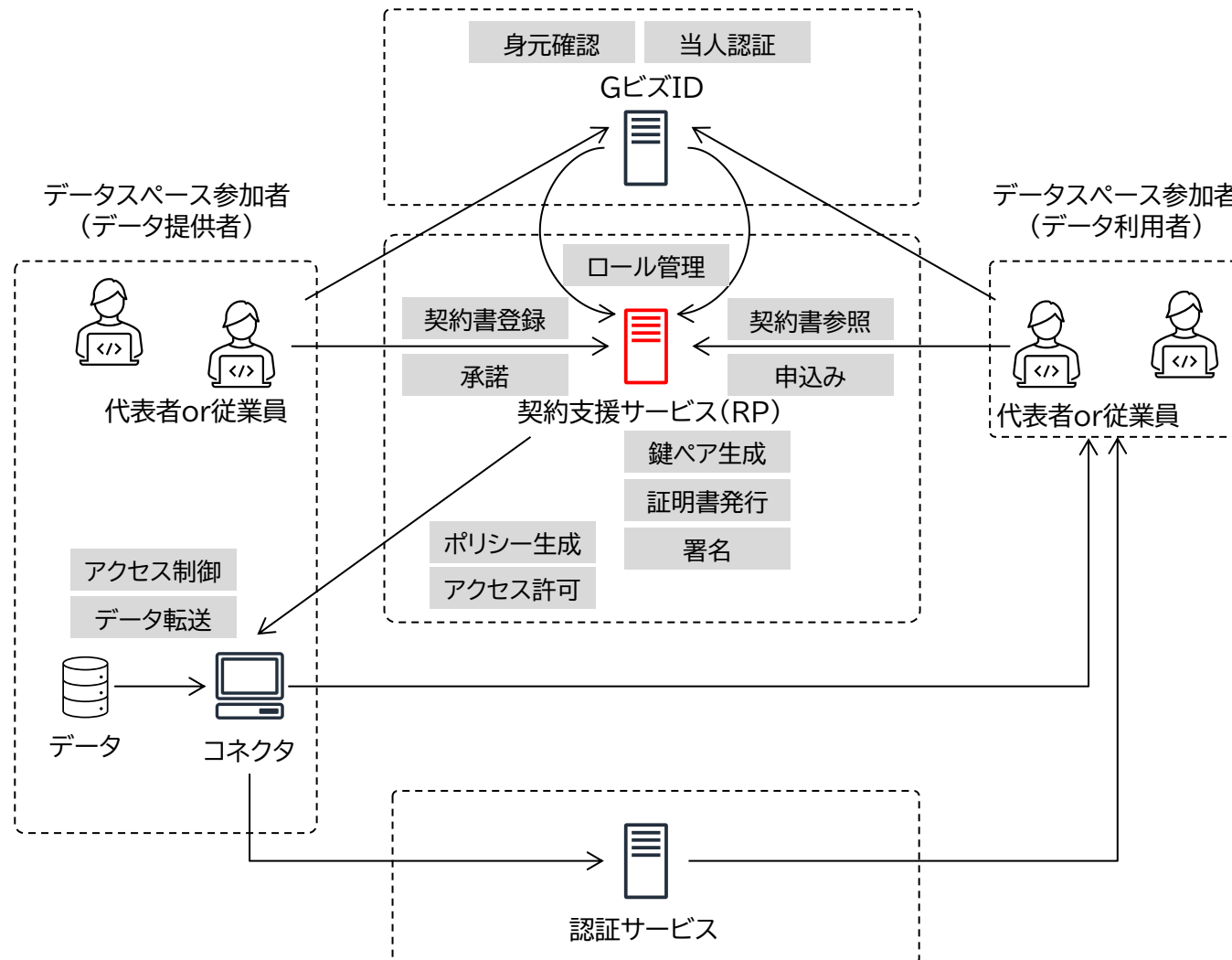


*) ここでの「フェデレーション」の語は、「[DS-511 行政手続等での本人確認におけるデジタルアイデンティティの取扱いに関するガイドライン](#)」にて定義される意味で用いられる。

3.3 サービス概要

3.3.1 契約支援サービスを含むデータスペースのアーキテクチャ

前節に示したサービスとシステムコンポーネントからなるデータスペースの全景とその機能群の構成を下図に示す。なお、図中の「認証サービス」は、データ利用者である参加者からのデータ転送要求を、データ提供者側のコネクタが認証することを目的としたものであり、GビズIDとは別のサービスとして構成することを想定している。

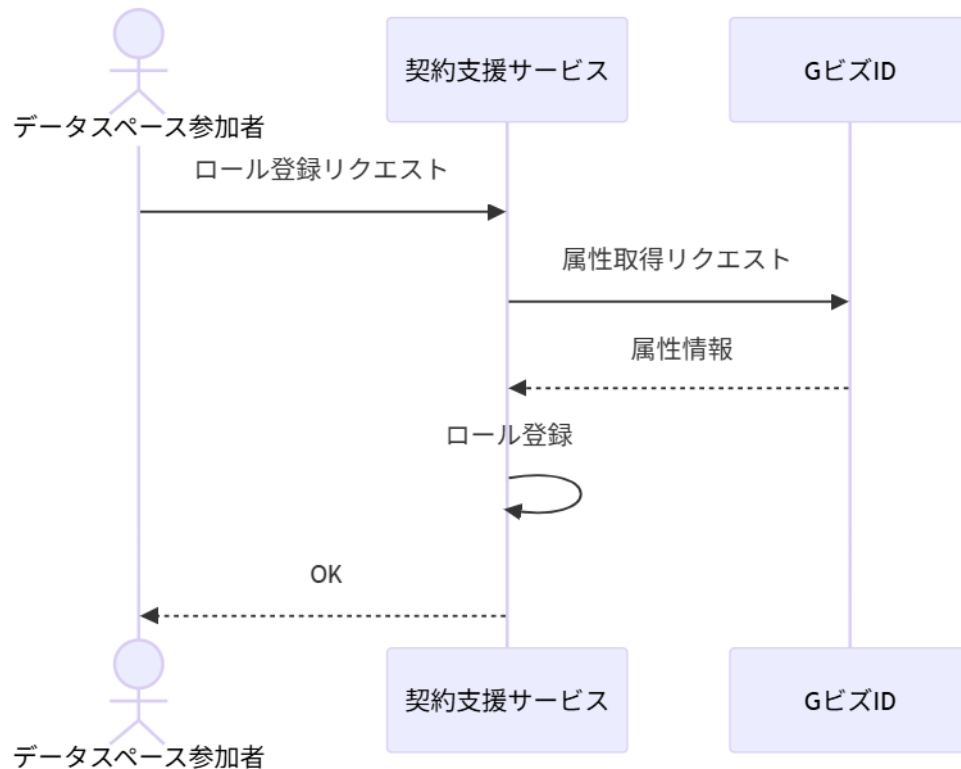


3.3 サービス概要

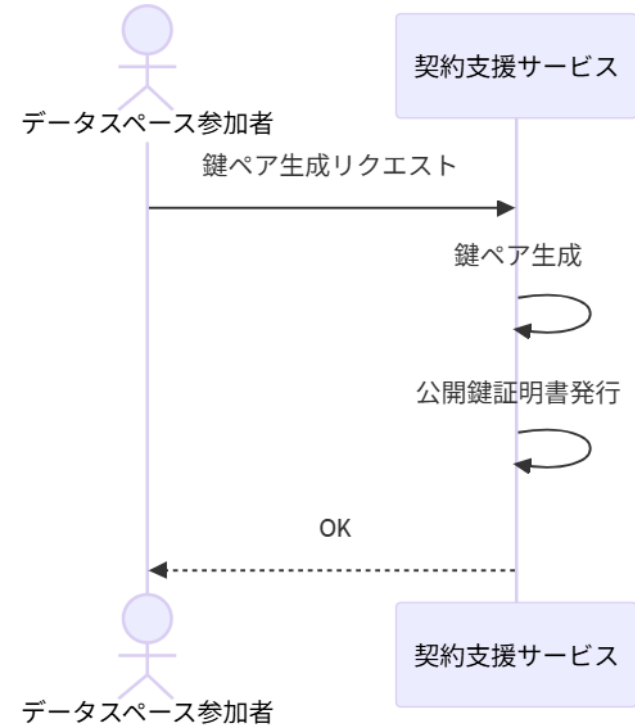
3.3.2 契約支援サービスの処理シーケンス

契約支援サービスを中心とした、データ利用契約の一連のプロセスの処理シーケンスを示す。なお、これらのシーケンスはデータスペース参加者(である法人の代表者)がGビズIDにログイン済みの状態であることを前提とする。

(1) ロール管理



(2) 鍵ペア生成・証明書発行



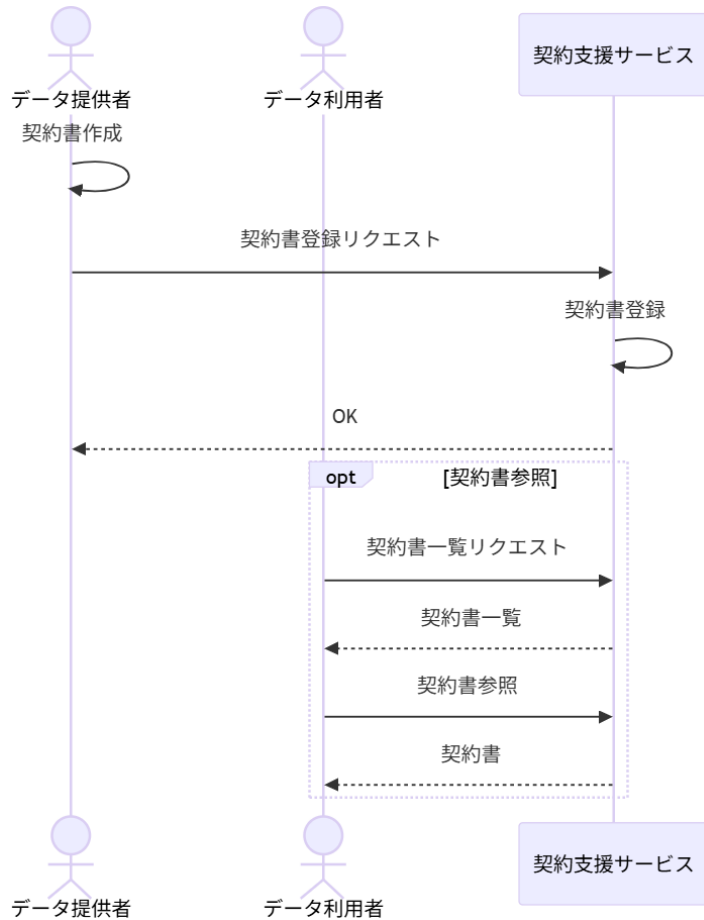
ロール管理は、GビズIDでログインしているユーザが、データスペース参加者としてデータ利用契約の締結を実施できる役割にあるかを制御するものである。上記シーケンスはユーザが自分自身のロールを登録する例を示したものであるが、他のユーザのロールを制御する、例えばGビズIDプライムのユーザがGビズIDメンバーのユーザのロールを登録・削除する、といった応用も可能である。

上記シーケンスは、契約支援サービス自身が認証局となり鍵ペアの生成と証明書の発行を行うパターンを示す。この他に、ユーザが手元で生成した鍵ペアをアップロードするパターンや、他のサービスから提供された証明書(民間の電子認証局サービスによるものなど)を利用するパターン、他のリモート署名サービスと連携するパターンも考えられる。

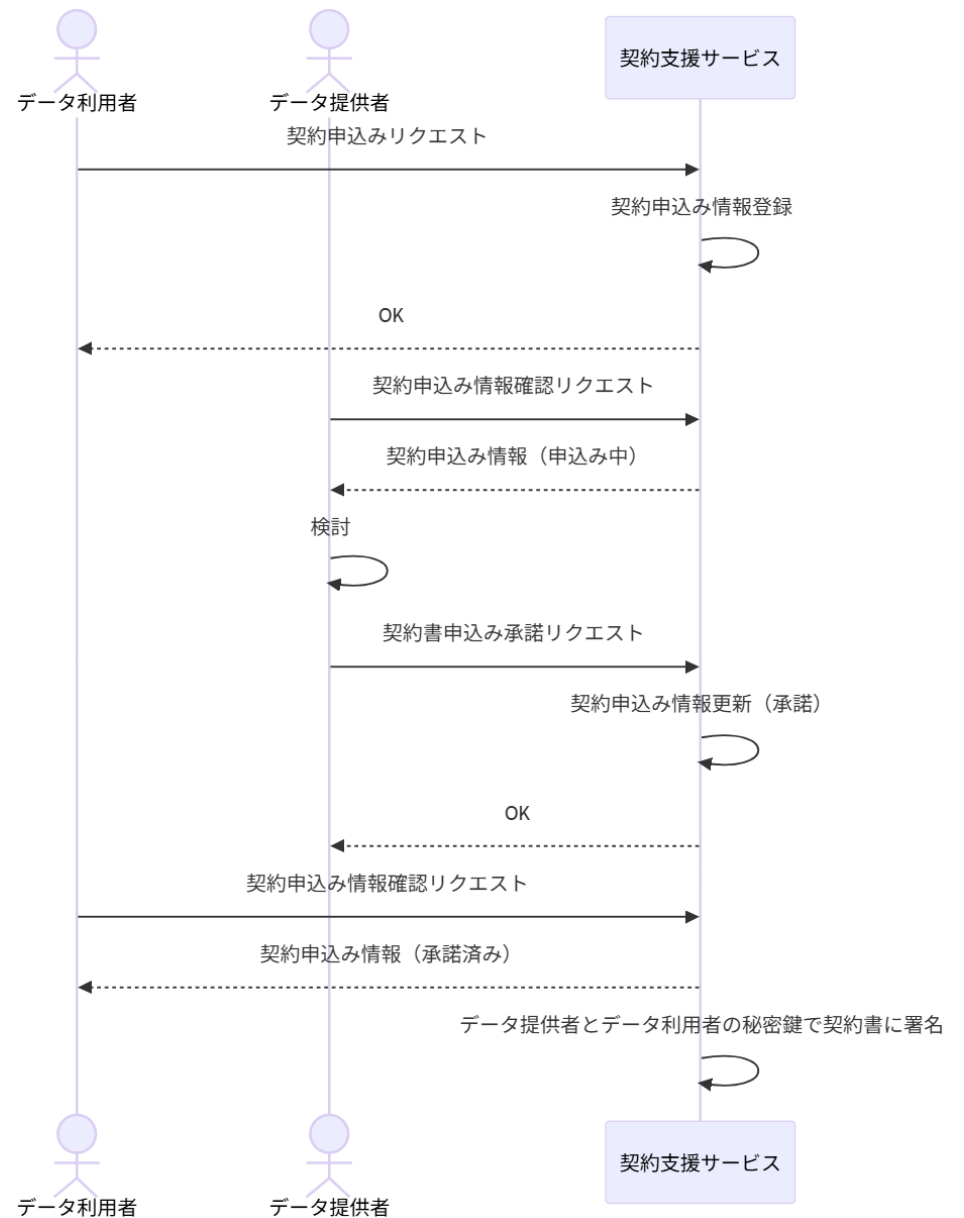
3.3 サービス概要

3.3.2 契約支援サービスの処理シーケンス(続き)

(3) 契約書登録・参照



(4) 申込み・承諾・署名

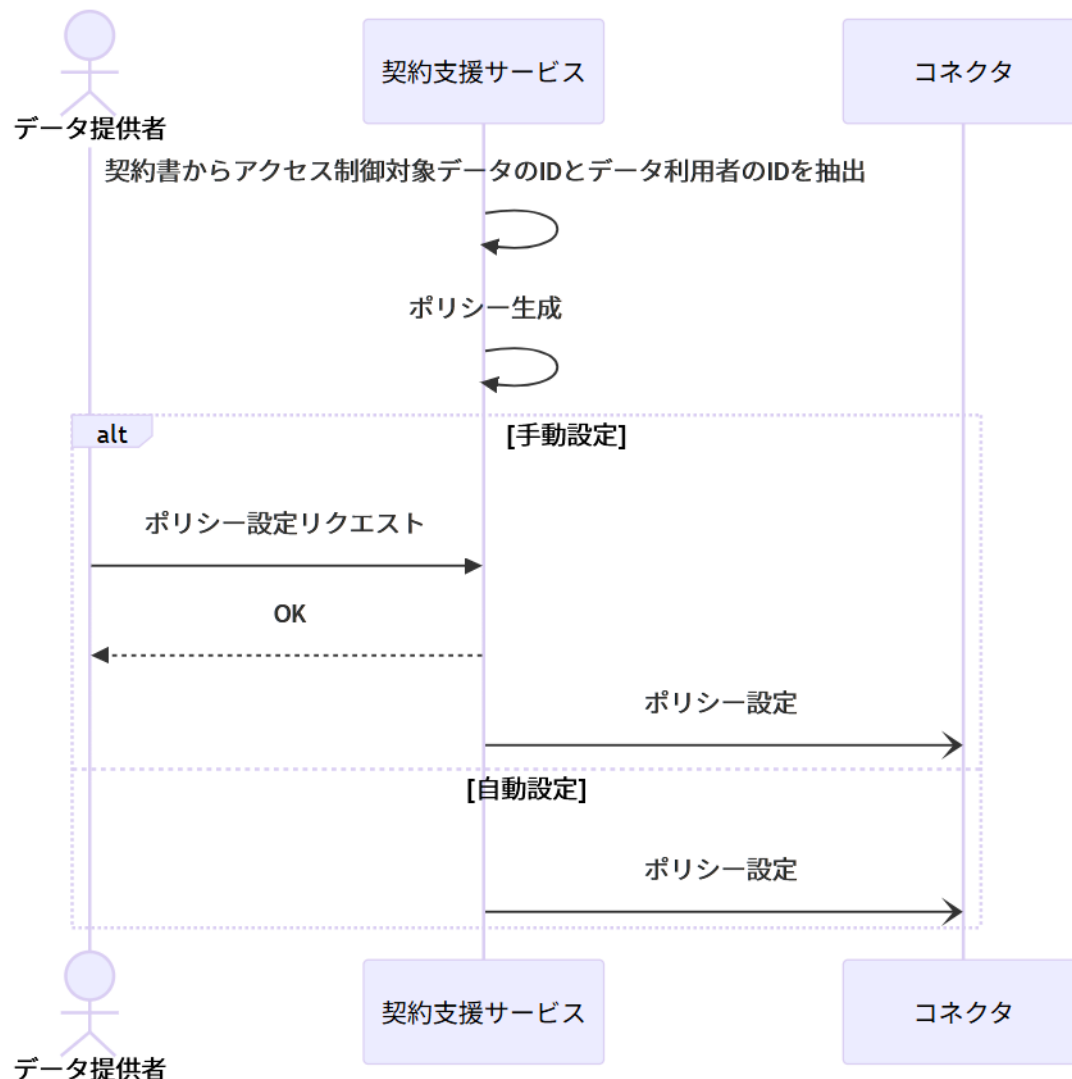


契約書には契約の対象であるデータの利用権限に関する記載の他に、当該データをデータスペース内で一意に特定できるIDと、データ利用者のデータスペース内でのIDを別紙として添付する。これらのIDは、後にアクセス制御ポリシーを生成する際に必要になる。

3.3 サービス概要

3.3.2 契約支援サービスの処理シーケンス(続き)

(5)ポリシー生成・アクセス許可

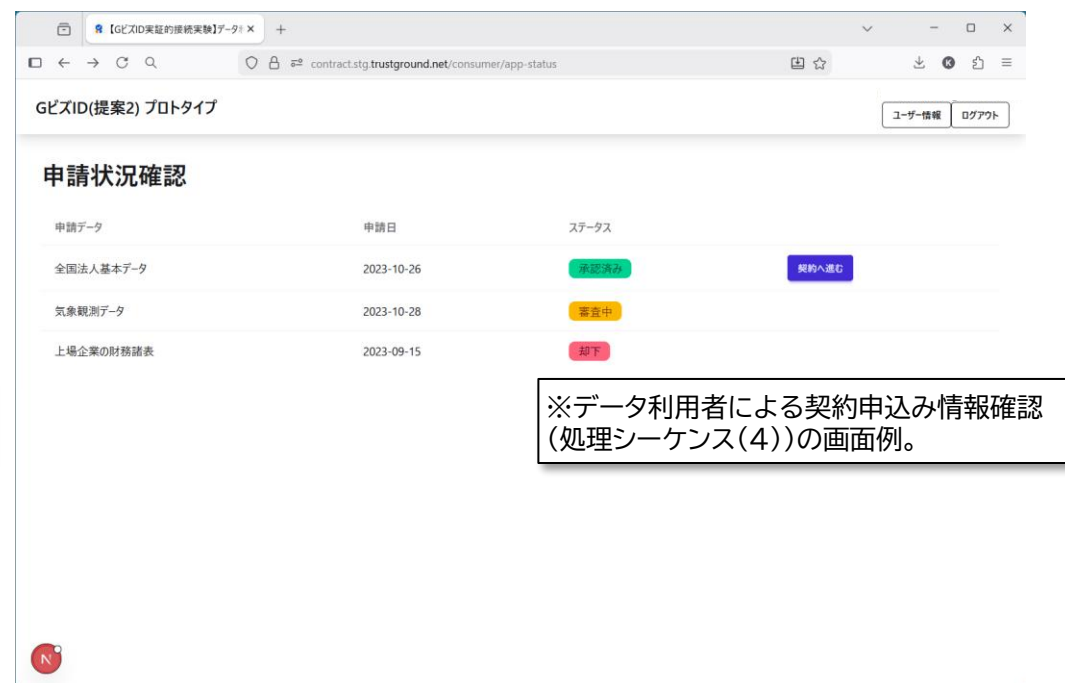
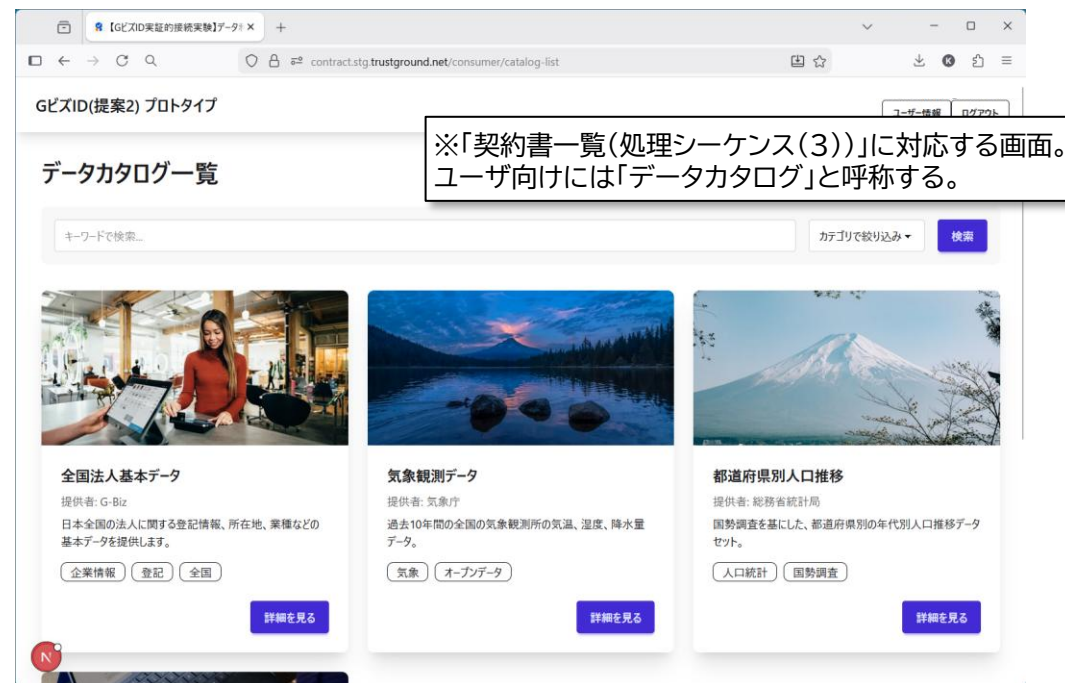
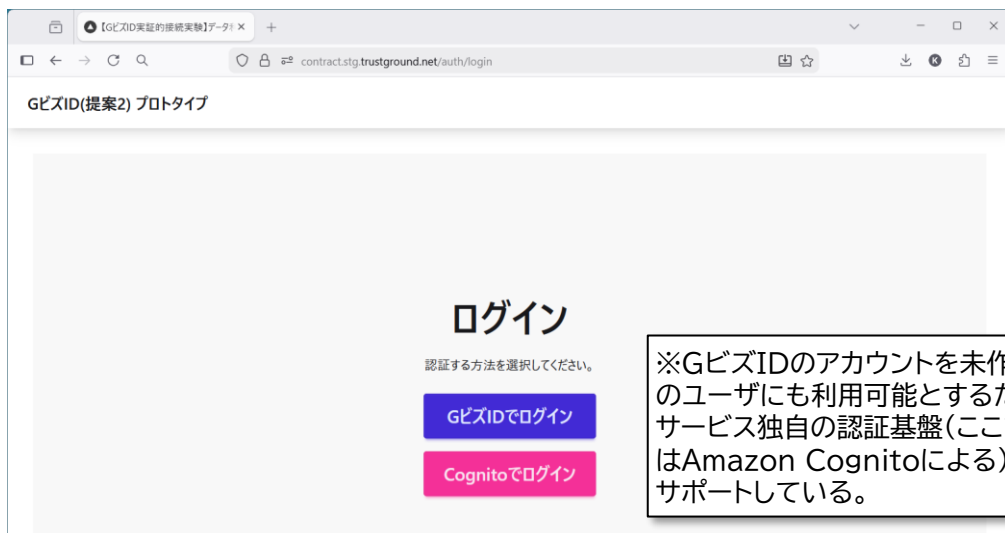


契約書(の別紙)から、契約の対象であるデータをデータスペース内で一意に特定できるIDと、データ利用者のデータスペース内でのIDを抽出する。これらのIDを含む、具体的なアクセス制御ポリシーの記述方式(記法)はコネクタが備えるアクセス制御の方式に依存する。ポリシーの記述方式は標準化されるのが望ましいが、それが実現するまではデータスペース毎に異なる方式に対応することが求められるであろう。

アクセス制御ポリシーをコネクタに設定する契機としては、データ提供者が明示的にポリシー設定リクエストを発行するパターン(手動設定)と、契約に当事者双方が合意した後サービスが自動的に設定するパターン(自動設定)が考えられる。自動設定の場合は、データ提供者側はあらかじめ自身のコネクタにアクセス制御ポリシーを設定できるエンドポイントをサービスに登録しておく必要がある。

3.3 サービス概要

3.3.3 契約支援サービスの画面例(プロトタイプ)



3.4 実績

3.4.1 進捗状況・運用・費用

本ユースケースで題材とした「契約支援サービス」については、システムの機能とアーキテクチャに関する検討およびプロトタイプの開発のみを実施し、実際のデータスペース参加者を想定顧客とした商用サービスとしての開発、リリースと運用は行っていないため、実績の委細については割愛する。

なおプロトタイプの開発において、GビズIDをOIDCベースのIDプロバイダとしてアプリケーションから利用するに際しては、開発フレームワークの認証機能ライブラリ(Next.js+NextAuth.js)とのインテグレーションは特に阻害要因なく実施可能であったことを付記する。

3.5 考察と今後の課題

3.5.1 考察

本章では、データスペース参加者間でのデータ利用契約の締結を第三者的な立場で支援する「契約支援サービス」について、GビズIDの活用方針とアーキテクチャについて検討した。

- GビズIDをIDプロバイダとして活用し身元確認と本人認証のプロセスをフェデレーションすることで、データスペース参加者を当事者とする契約をより容易に実現可能となることを、契約支援サービスという実装形態を通して提案した。
- 契約支援サービスが備えるべき最小な機能群を明らかにし、具体的なアーキテクチャと処理シーケンスの例を示した。

3.5 考察と今後の課題

3.5.2 今後の課題

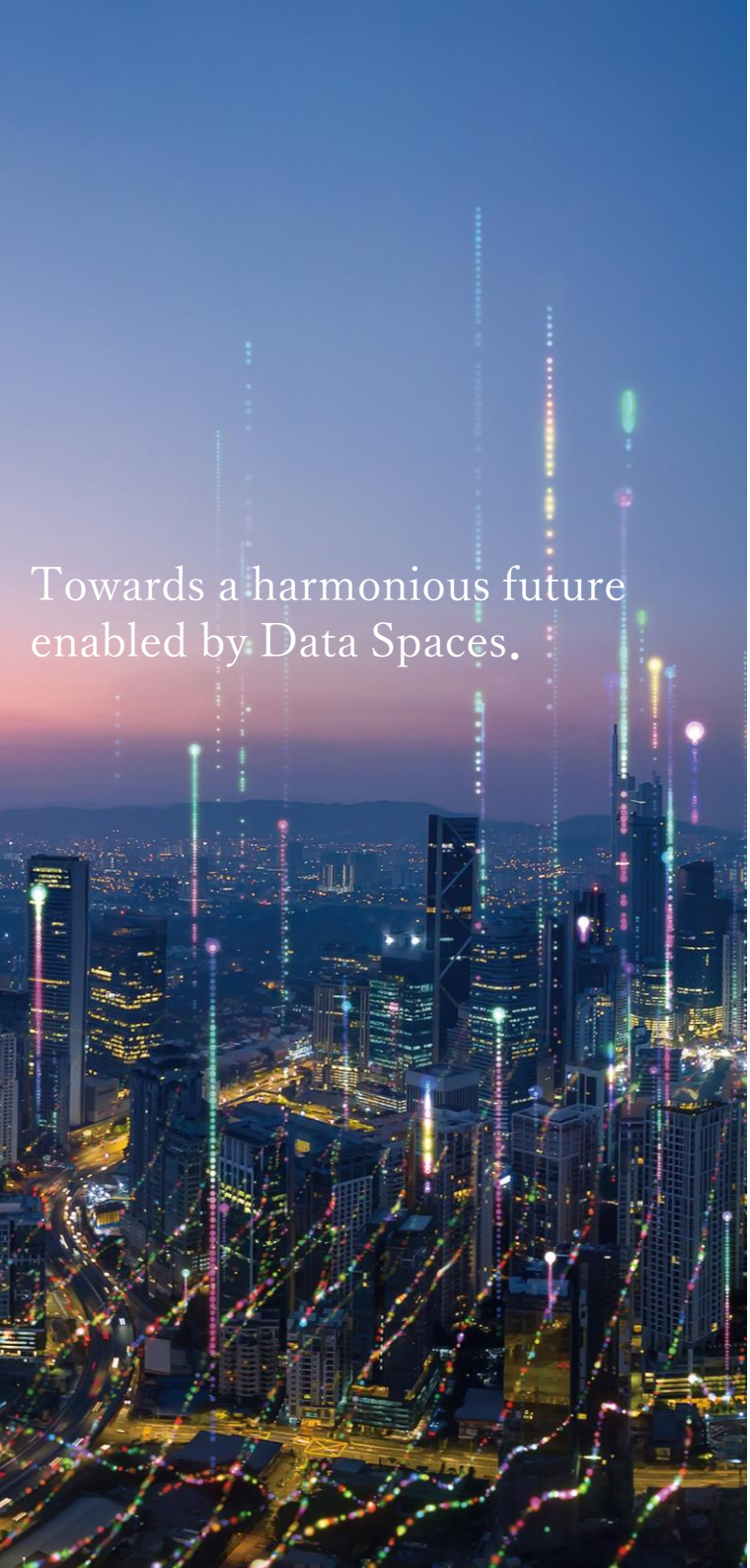
ユースケース①の実証で挙げられた、次の課題はユースケース②においても共通するものである。

- **企業情報の更新と同期**
企業情報のリアルタイム更新を可能にし、オンゴーイングフェーズでも信頼性を担保する仕組みを構築する必要がある。
- **メンバーアカウントの信頼性向上**
民間利用拡大に伴い、退職者のアカウント利用リスクを防ぐための本人確認手段(社員証との紐付け等)の導入が必要。

この他、ユースケース②としての課題には次のようなものがある。

- **署名に用いる鍵ペア・証明書の信頼性担保**
契約書に法的な証拠力を持たせるための署名について、そこで用いる鍵ペアの信頼性を担保する手段のさらなる検討が必要である。契約支援サービス自身が認証局となる以外に、商業登記電子証明書を用いる、民間の電子認証局サービスと連携する、といった形態が考えられる。
- **契約書の内容をアクセス制御に反映する手段**
データスペース参加者間での契約締結を契機として、その内容を実際のデータ転送を担当するコネクタのアクセス制御メカニズムに反映する手段の検討が必要である。最低限、データを特定できるIDを契約書またはその別紙に含めておく必要があるが、利用権限をより柔軟に設定する(例:特定の地域からのみデータにアクセスできる等)には、契約内容を機械可読形式で表現し、コネクタが解釈できるアクセス制御ポリシーに変換するといった実装形態が考えられる。また将来的には、アクセス制御に加えて、契約の当事者が果たすべき責務*の遂行をコネクタでいかに制御・検証するかという課題もいずれ生じるであろう。いずれにしても、コネクタの具体的な実装を踏まえた連携方式の検討が求められる。

*) 例えば[Open Digital Rights Language \(ODRL\)のobligation](#)により表現されるもの等。



Towards a harmonious future
enabled by Data Spaces.

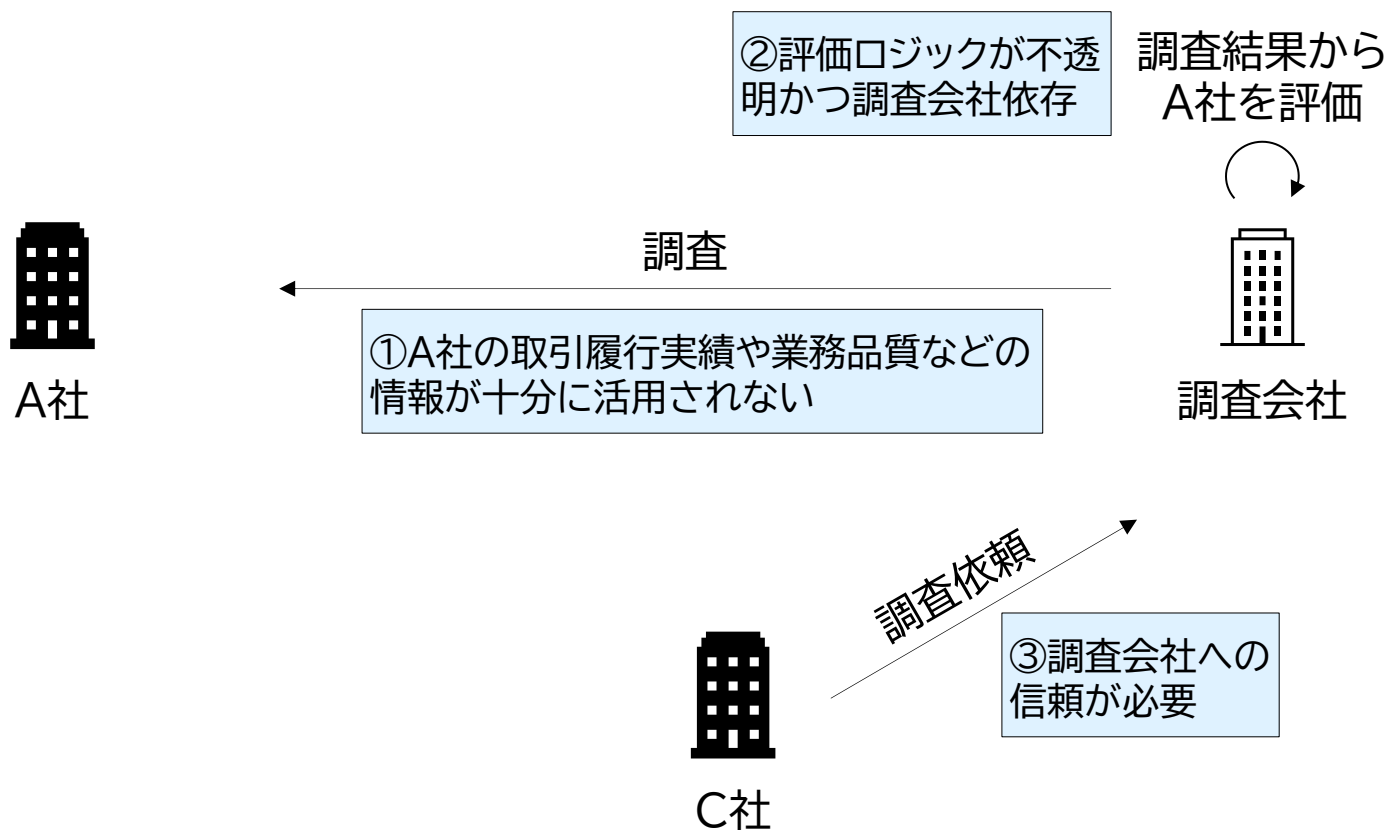
04

ユースケース③(1): VC発行と活用による法人トラスト プラットフォーム

4.1 背景と課題認識

現在の企業信用調査における課題について

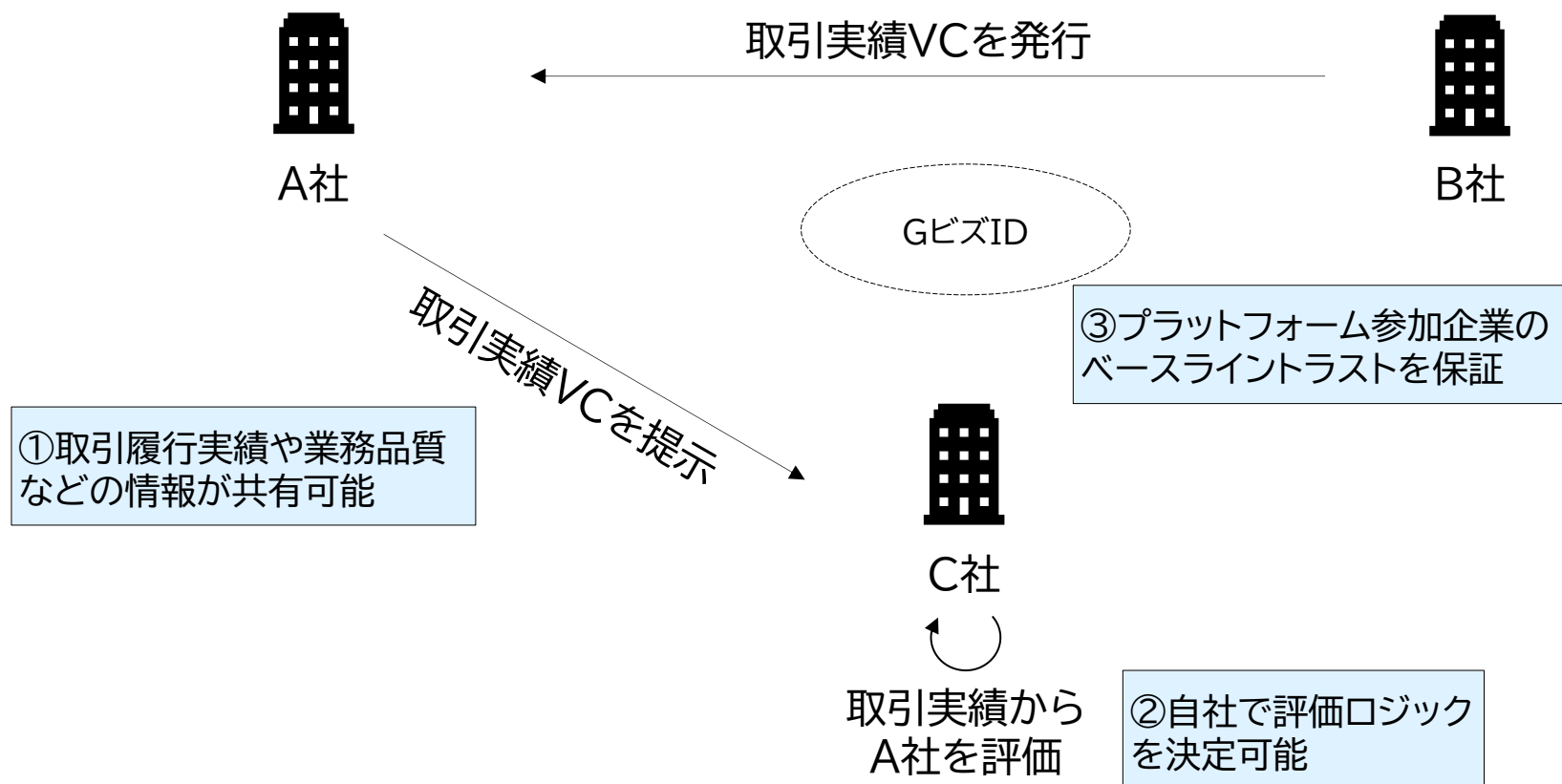
- 企業間取引、特に新規取引、データ連携を伴う取引においては、事前に相手の信頼性を適切に把握できるかどうかはリスク管理上の重要な要素となる
- 現在、企業信用情報は信用調査会社が付与するスコアに大きく依存しているが、評価ロジックが不透明であることや、特に中小企業の取引実績や信頼性の可視化がされていないといった課題がある



4.1 背景と課題認識

GビズIDとVC(Verifiable Credential)を組み合わせた信用調査の課題解決

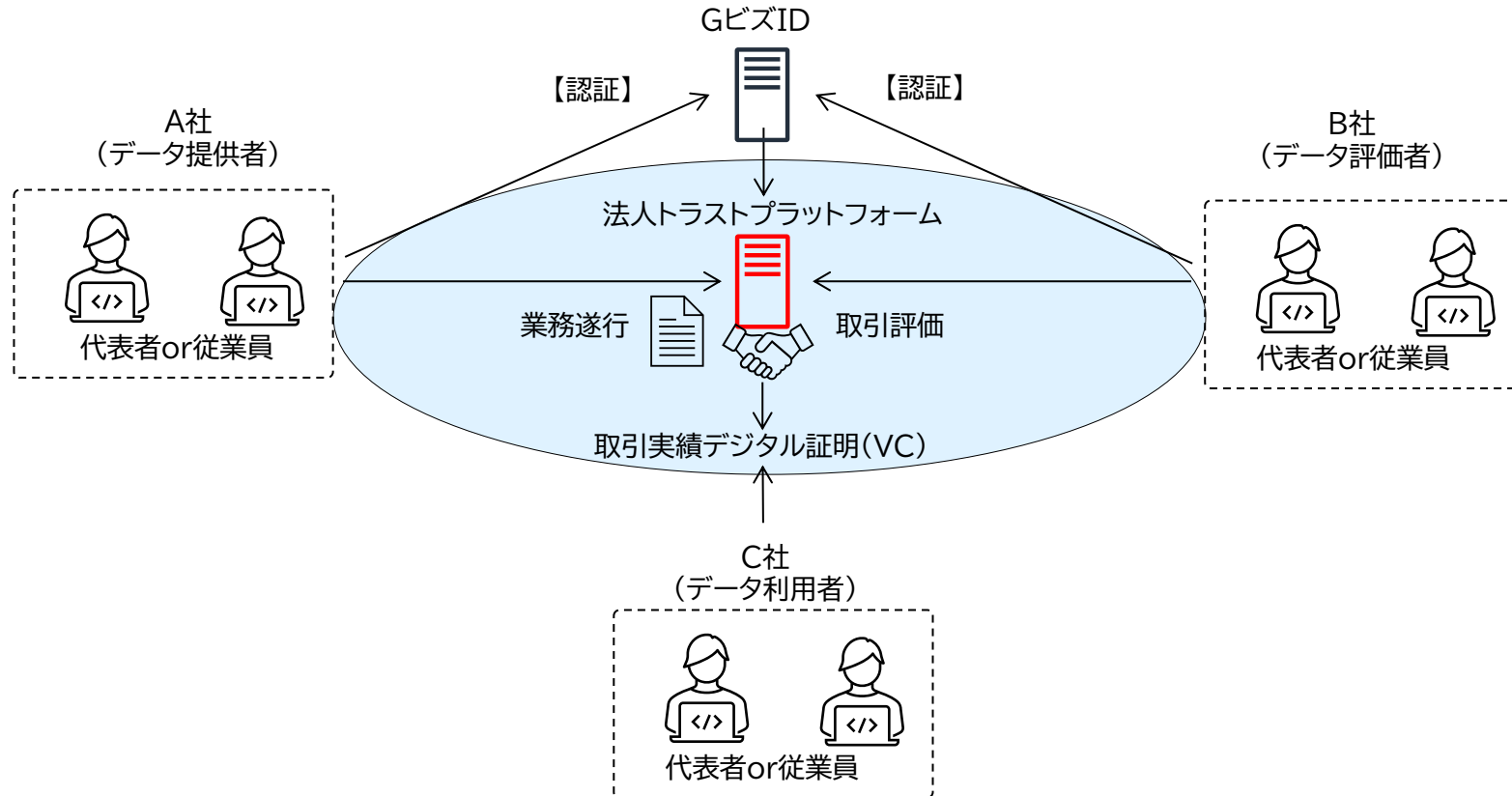
- 企業間の取引実績をVC化して評価企業に直接提示することで、被評価企業規模を問わずに業務品質などの情報が有効活用できるようになり、さらに評価企業自身が相手の評価ロジックを決定可能
- プラットフォームへの参画・利用にGビズIDを利用することで、取引実績VCのベースライントラストを確保することが可能



4.2 サービス概要

法人トラストプラットフォームの全体像

- 法人トラストプラットフォームは、同課題の解決に向けGビズIDを活用し、サービスにログインしている企業の業務実績、取引実績を履行証明としてデジタル証明書(VC)化し、蓄積・共有する。



4.2 システム概要

技術要素

■ 全般

- AWS上で検証環境を構成
- Dockerコンテナをベースに構成

■ コンポーネント

コンポーネント	採用製品	採用理由
デジタルアイデンティティウォレット	Walt.Id (Webウォレット)	本実証において迅速に試作・実装を行う必要があり、担当内で利用経験があった製品を採用*1

*1: 秘密鍵管理形態・対応必須規格などの要件に応じて採用するWalletには追加検討が望まれる

■ プロトコル

	採用規格	採用理由
VC発行	OID4VCI	VC発行/VP提示において広範に利用されている規格であるため採用
VP提示	OID4VP	
VCデータ形式	JWT VC	選択的開示などの要件がなかったため、広範に利用されているデータ形式として採用

4.2 サービス概要

取引実績VC発行の画面イメージ

株式会社NTTデータグループが、取引実績のあるB社に対して取引実績VCの発行を依頼

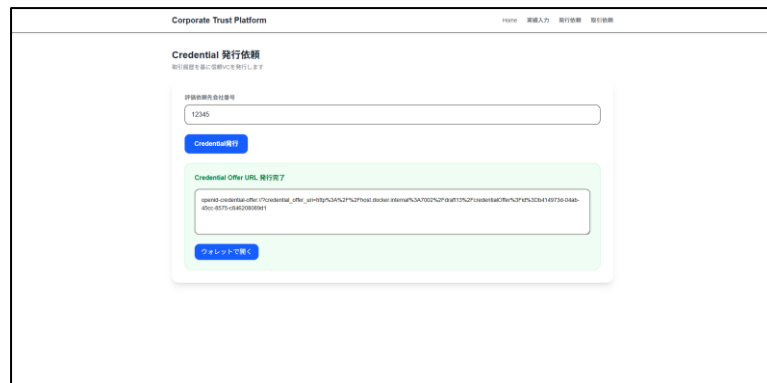
①企業がG.bizIDで認証される



③VCが発行されてWalletに格納される **下図はWalt.Id Walletを利用



②VCの発行依頼



4.2 サービス概要

取引依頼の画面イメージ

株式会社NTTデータグループが、取引実績が無いC社に対して取引依頼をするためにB社との取引実績VCを発行

①企業がGbizIDで認証される

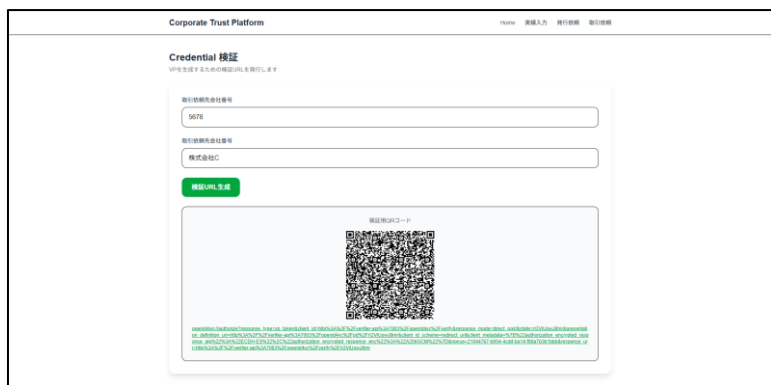


③VPをC社に提示

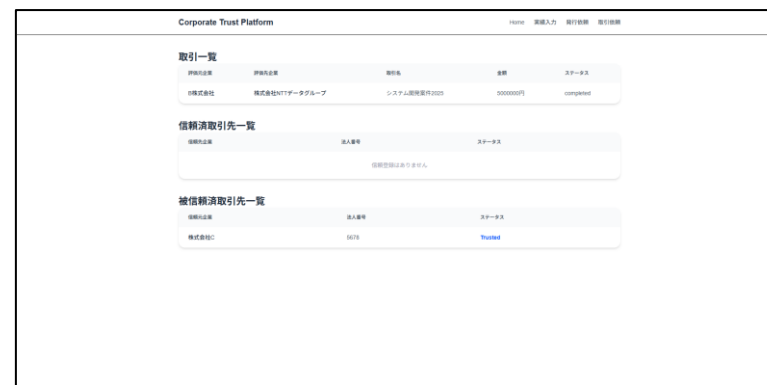
**下図はWalt.Id Walletを利用



②取引依頼



④取引実績VPを踏まえてC社が信頼



4.6 実証を踏まえた課題とGビズIDへの要望

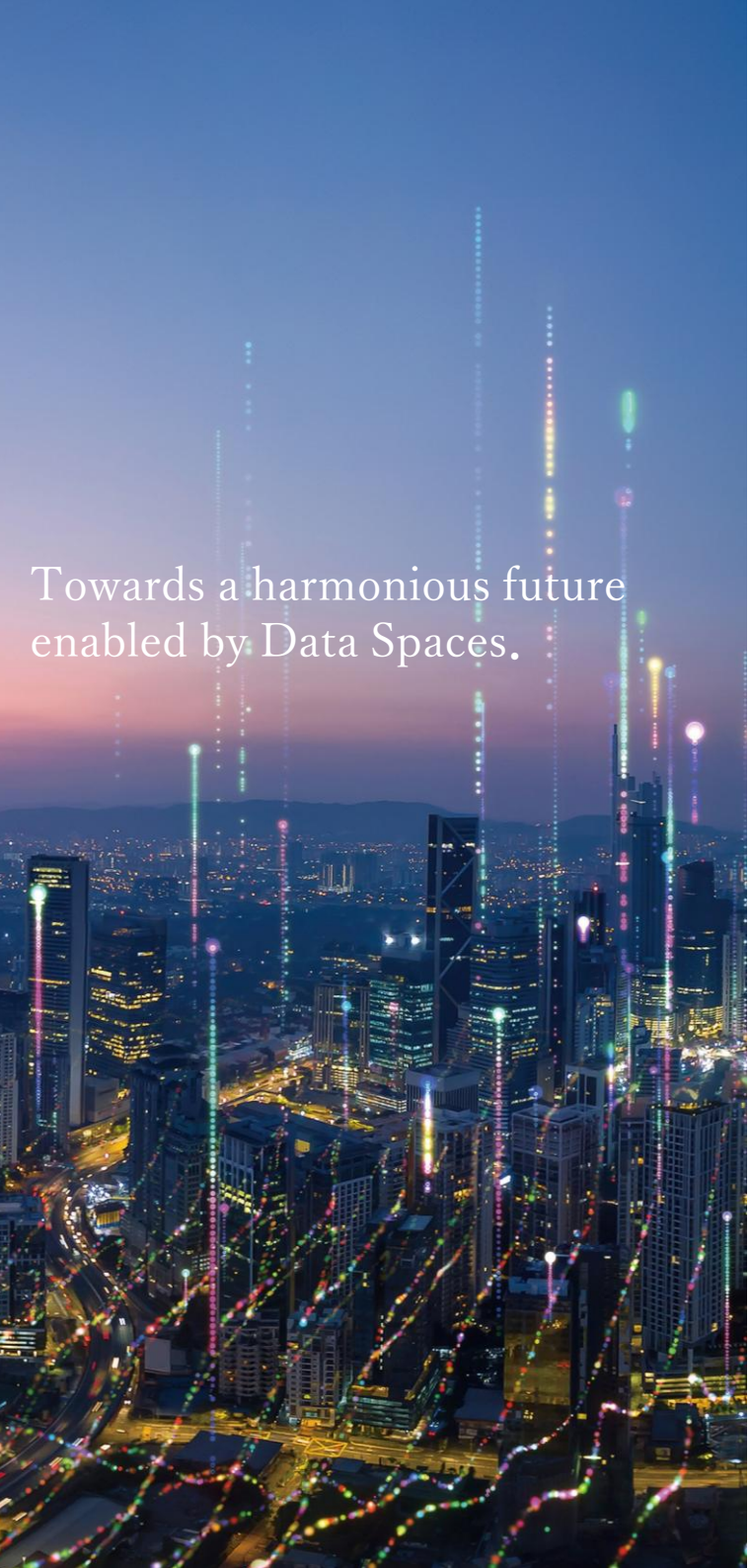
実証を踏まえた課題とGビズIDへの要望について、以下に一覧する

項番	課題	概要
①	GビズIDの開発者アクセシビリティについて	GビズIDの開発者向けの整備について

4.6 実証を踏まえた課題とGビズIDへの要望

GビズIDの利便性についての課題

No	①
課題	GビズIDの開発者アクセシビリティについて
説明	<p>本検証では、開発に関わる課題として以下を確認した</p> <ul style="list-style-type: none">• 検証環境において、SMS認証・メール認証・アプリ認証の差分が分かりにくく、特にSMS認証の場合自動でホーム画面へリダイレクトされることを把握するのに時間を要した• 検証環境においてアプリ認証の可否などがまとまっておらず、実証のための開発の前提条件の整理を開発者自身が行う必要があった• ClientのIDや対応するリダイレクトURLの設定について窓口経由で調整する必要があるなど、開発上の利便性に欠けた <p>**本章以外のユースケースにも共通する課題である</p>
効果	民間側における導入・検証がより円滑になり、利活用が活性化することが期待される
優先度	高
GビズIDへの要望	<ul style="list-style-type: none">• 検証手順や留意事項等のドキュメント整理• Client設定変更用のコンソール画面などの開発ツール整備
その他の要望	—



Towards a harmonious future
enabled by Data Spaces.

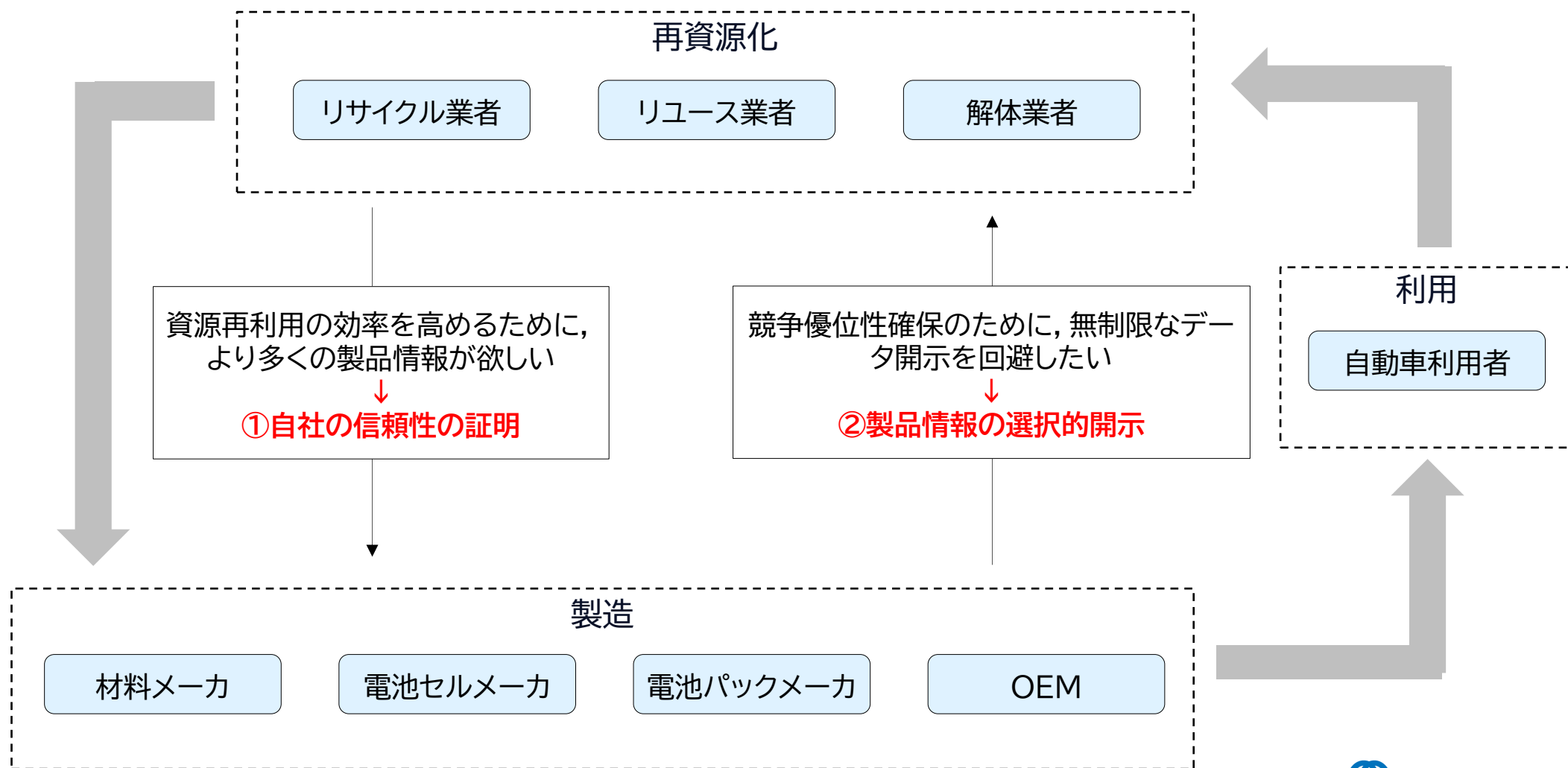
05

ユースケース③(2): サプライチェーンにおける製造情報の 選択的開示

5.1 背景と課題認識

サーキュラーエコノミーにおける認証と選択的開示の必要性

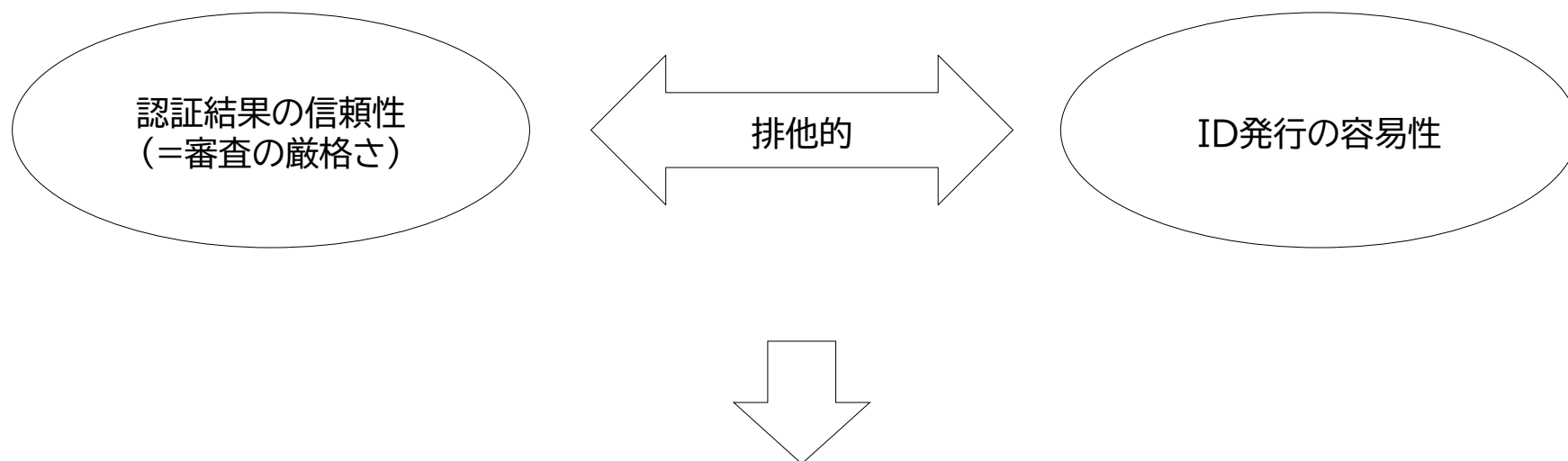
- 高効率の資源再利用にはより多くの製品情報が求められるが、一方で公正な競争のためには無制限に製品情報を開示することは避けるべきである。
- 「情報を要求する相手が信頼できるかを確認すること」「相手に応じて製品情報を選択的に開示すること」の2点を満たすことは、透明性と競争性を両立したサーキュラーエコノミーの実現に寄与すると考えられる。



5.1 認証における課題

①企業の信頼性の証明手段におけるGビズIDの優位性

- 企業に限らず認証基盤においては、認証結果の信頼性と審査の厳格さは排他的である。
- 社会基盤に利用される認証基盤では広い利用を実現するための参画容易性と認証結果の高い信頼性の両立が求められる



GビズIDの優位性

- 政府機関主導のもと、IAL2相当の身元確認に基づいた管理がされており、認証結果に高い信頼性がある
- 事業者向け行政手続き認証基盤として、企業規模に関わらず利用が急速拡大しておりID発行の容易性がある

5.1 情報開示手段における課題

②選択的開示の手段としてのDID(Decentralized Identifier)/VC(Verifiable Credential)の利用

バッテリーのサーキュラーエコノミー実現にあたり、バッテリーパスポート規則の検討が欧州で行われている。現状、信頼性高いバッテリー情報提供を実現するために、バッテリーパスポートの情報責任主体は経済事業者(≒OEM)になることが規定されている。

今後、ユースケースが拡大すると以下のような議題が発生する。

◆OEMの視点

- 個々のバッテリー情報の真正性に責任を持つ必要がある。
- バッテリー内で利用されている詳細な部品情報について、真正性を確認するコストが大きい

◆サプライヤの視点

- 自社製品の情報の開示先・開示範囲をOEMが決定できてしまう可能性がある。

◆情報利用者の視点

- 上記に伴い、パスポート内にバッテリーの詳細な情報が含まれなくなることで、十分な情報にアクセスできない可能性がある

上記の課題に対して、VC利用には以下の有効性がある

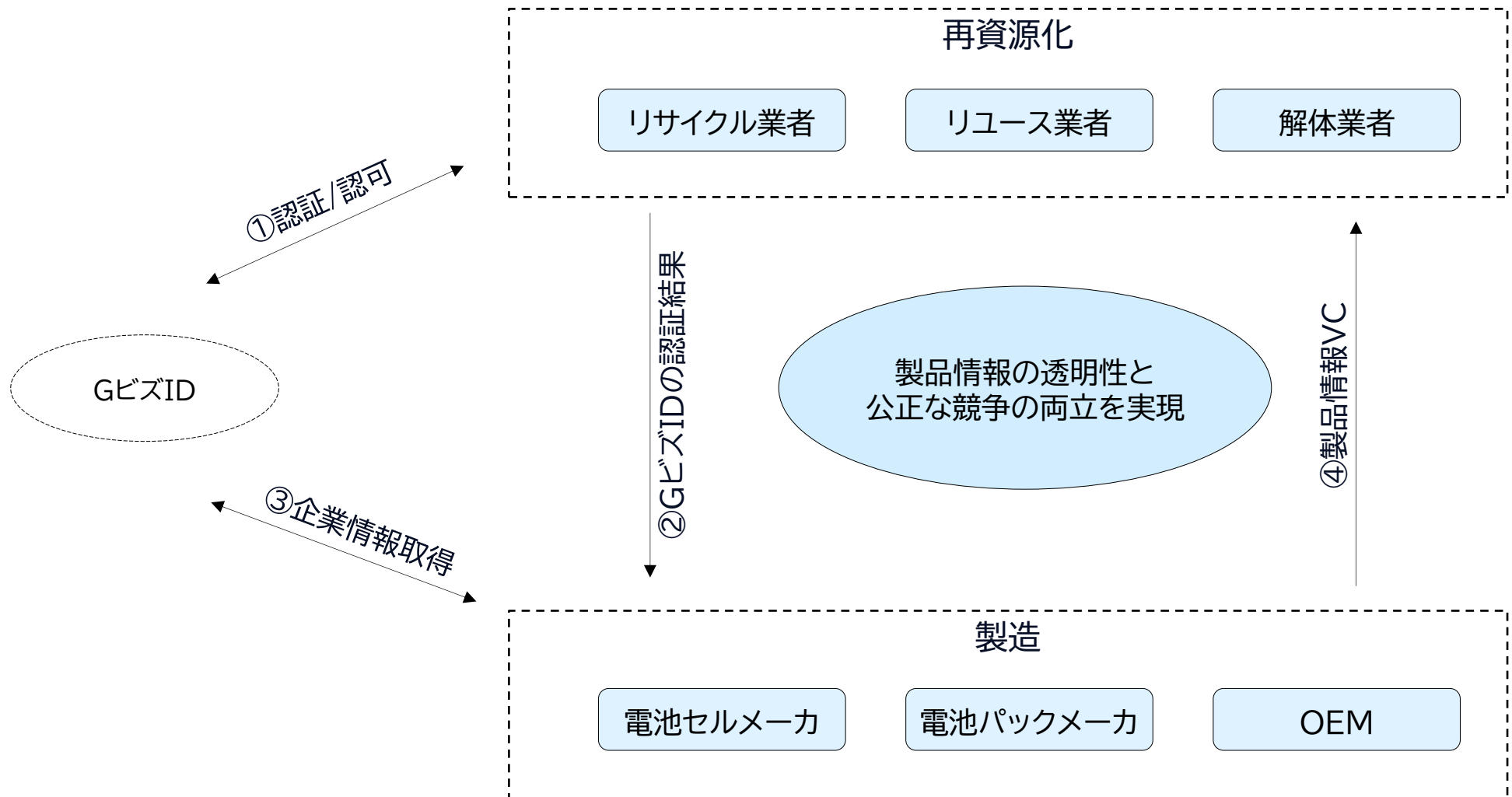
- データ保有者本人がデータの開示範囲を精査することが可能
- OEMがバッテリーデータの真正性について必要以上の責任を負うことを避けられる

以上より、本提案ではバッテリーデータにVCを利用し、バッテリーデータの選択的開示とデータ真正性保証の責任の適切な分離を実現する

5.2 サービス概要

バッテリー情報連携システムの全体像

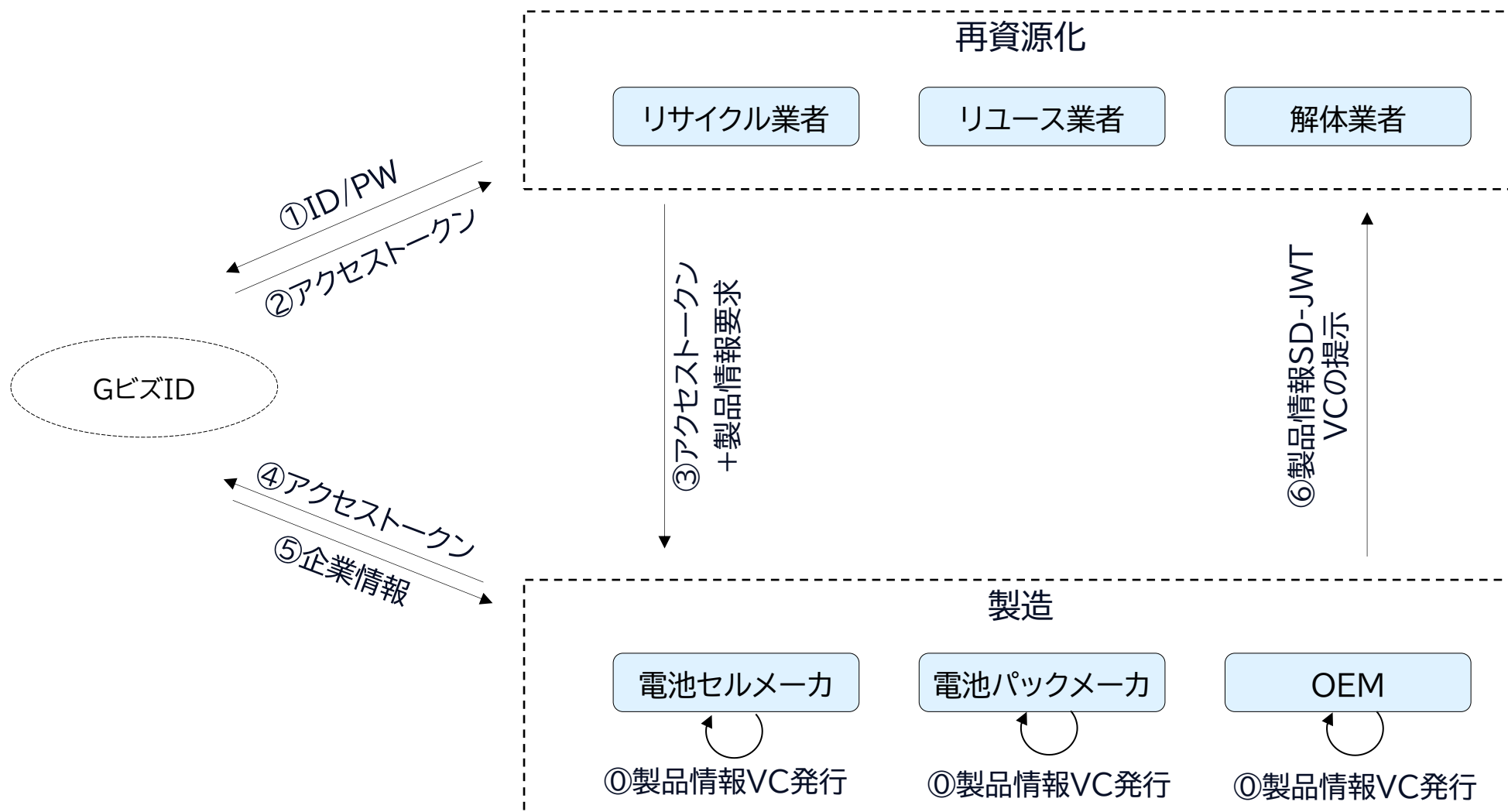
- **GビズIDを使った開示先企業の認証**と、**VCを用いた製品情報の開示**によって、情報の開示範囲の効率的な決定と最大限の情報開示の実現につながることが期待される



5.2 システム概要

バッテリー情報連携システムのシステム全体像

- GビズIDを使ったログインによる開示先企業の認証とUserInfo機能による開示先企業情報によって静脈企業の正当性を保証
- SD-JWT VCを用いた製品情報の連携により選択的開示を実現



5.2 システム概要

開示先企業の信頼性確保のために参照にする属性情報

- 開示範囲の決定において、OEMが要求元法人の区分決定のために参照する企業情報項目を以下に示す。
- GビズIDの基本情報をベースにOEMが要求元法人の区分を決定し、上流サプライヤへと伝える

ソース	カテゴリ	項目	参照項目	備考
GビズID	基本情報	アカウント種別		
		事業形態	○	
		法人番号／個人事業主管理番号	○	
		法人名／屋号	○	
		都道府県 + 市区町村 + 番地		
		代表者名／個人事業主名		
		代表者名フリガナ／個人事業主名フリガナ		
		代表者生年月日		
		アカウント利用者名		
		連絡先郵便番号 / 住所		
		会社部署名		
		連絡先電話番号		* 不審な情報要求であった場合に連絡をする際に利用
メールアドレス		* 不審な情報要求であった場合に連絡をする際に利用		

5.2 システム概要

技術要素

■ 全般

- AWS上で検証環境を構成
- Dockerコンテナをベースに構成

■ コンポーネント

コンポーネント	採用製品	採用理由
デジタルアイデンティティウォレット	Walt.Id (Webウォレット)	本実証において迅速に試作・実装を行う必要があり, 担当内で利用経験があった製品を採用*1

*1: 秘密鍵管理形態・対応必須規格などの要件に応じて採用するWalletには追加検討が望まれる

■ プロトコル

	採用規格	採用理由
VC発行	OID4VCI	• VC発行/VP提示において広範に利用されている規格であるため採用*2
VP提示	OID4VP	
VCデータ形式	SD-JWT	• 本実証では選択的開示の要件があり, 迅速な試作・実装が可能なデータ形式として採用*3

*2: 発行/検証を自動処理するフローも想定されるため, 採用する規格は追加検討が望まれる。

*3: プライバシー要件の厳しさなどに応じて他のVCデータモデルとの比較・検討が望まれる

5.2 システム概要

リサイクラー企業による製品情報要求機能の画面イメージ

リサイクラー企業によるバッテリーセル情報の要求とその結果表示の画面イメージを以下に示す
※今回の検証向けのサンプル実装

①リサイクラが必要な製品情報を選択

The screenshot shows the 'EV Battery DIDVC Demo Recycler Verify Portal' interface. The main heading is 'Create Verification Request'. Below it, there is a sub-heading and a brief instruction: 'バッテリーIDと部品種別からOID4VP要求を生成し、OEMポータルへ遷移します。' (Generate an OID4VP request from the battery ID and component type, and navigate to the OEM portal.)

The form contains the following fields and options:

- Battery ID:** A text input field containing 'BAT-2025-000001'.
- Component Type:** A dropdown menu with 'Battery Cell' selected. A note below reads: '※ デモ用に主要パーツをプリセット。本番ではマスタ管理設定。' (Main parts are pre-set for demo. In production, they are managed in the master settings.)
- OEM:** A dropdown menu with 'OEMA' selected. A note below reads: '※ デモ用に手動選択。本番はBattery IDから自動判定でもOK。' (Manual selection for demo. In production, automatic judgment from Battery ID is also OK.)

At the bottom of the form is a large black button labeled 'Generate Request & Go OEM'.

③リサイクラーはOEMに情報を要求

The screenshot shows the 'EV Battery DIDVC Demo OEM Verification Portal' interface. The main heading is 'OEM Verification Confirmation'. Below it, there is a sub-heading and a brief instruction: '要求を承認すると処理が開始され、結果画面へ戻ります。' (Once the request is approved, processing begins and you return to the result screen.)

The confirmation screen displays the following information:

- Battery ID:** BAT-2025-000001
- Component Type:** battery_cell
- State:** swCac657YnF

At the bottom of the confirmation area is a black button labeled 'Approve and Return'.

②OEMがリサイクラーをGビズIDで認証

The screenshot shows the 'GビズID' (G-Biz ID) authentication screen. The main heading is 'GビズID' and the sub-heading is '認証方法選択' (Select Authentication Method).

A warning icon and text state: '使用する認証方法の選択を行ってください。ご利用になる認証方法を選択してください。ボタンを押すすると、選択した方法で認証が試みます。なお、利用可能な認証方法のボタンのみ表示されます。※設定が済んでいない認証方法は、選択できません。' (Please select the authentication method to use. Please select the authentication method you want to use. Pressing the button will attempt authentication with the selected method. Only buttons for available authentication methods are displayed. Authentication methods that are not yet configured cannot be selected.)

At the bottom, there are three buttons:

- A grey button: 'アプリ連携を拒否 ※スマホアプリに通知' (Refuse app collaboration ※ Notify smartphone app)
- A blue button: 'メールアドレスとパスワード認証を行う ※メールアドレスに通知' (Perform authentication with email address and password ※ Notify email address)
- A white button: 'ログイン中止' (Cancel login)

④サプライヤの決めた開示範囲内の情報を受領

The screenshot shows a JSON response from the OEM verification portal. The response is a JSON object with the following structure:

```
{
  "type": "VerificationResult",
  "data": {
    "type": "BatteryCell",
    "component": "BatteryCell",
    "battery_id": "BAT-2025-000001",
    "component_type": "battery_cell",
    "state": "swCac657YnF",
    "oem": "OEMA",
    "request_id": "req-2025-000001",
    "response_id": "res-2025-000001",
    "timestamp": "2025-01-01T00:00:00Z",
    "expiry": "2025-01-01T00:00:00Z",
    "status": "Success"
  }
}
```

5.6 実証を踏まえた課題とGビズIDへの要望

実証を踏まえた課題とGビズIDへの要望について、以下に一覧する

項番	課題	概要
①	法人属性情報に関する課題	GビズIDで取得できる情報の網羅性の課題
②	利便性に関する課題	GビズIDの利便性についての課題

5.6 実証を踏まえた課題とGビズIDへの要望

GビズIDで取得できる情報の網羅性の課題

No	①
課題	法人属性情報に関する課題
説明	<p>GビズIDの民間利用ユースケースが拡大することに伴って、GビズIDで認証した法人の詳細な属性情報をビジネスロジックで利用することについても検討が広がると予想される。</p> <p>例えば今回のユースケースでは、個々のサプライヤが情報開示するにあたっては開示先法人の詳細な属性情報により開示項目を決定するといった検討が考えられる。</p> <p>現行のGビズIDでは、アクセストークンから取得できる法人情報は事業形態や法人番号や法人名など、限られた情報のみである。</p>
効果	より網羅的な法人属性情報の取得が可能になることで、認証精度の向上や属性情報の活用によるユースケース拡大が期待される。
優先度	中
GビズIDへの要望	<p>Gビズインフォや法人登記情報に記載されている属性情報などとの紐づけをより簡潔に実施できるようにする。</p> <p>また、業種についても、日本標準作業分類や法人登記簿の事業目的だけでなく、企業の活動実態に基づいた分類指標が求められる。</p> <p>さらに、各産業ドメインで規定される資格情報の保有有無についても紐づけられることが望まれる。</p>
その他の要望	—

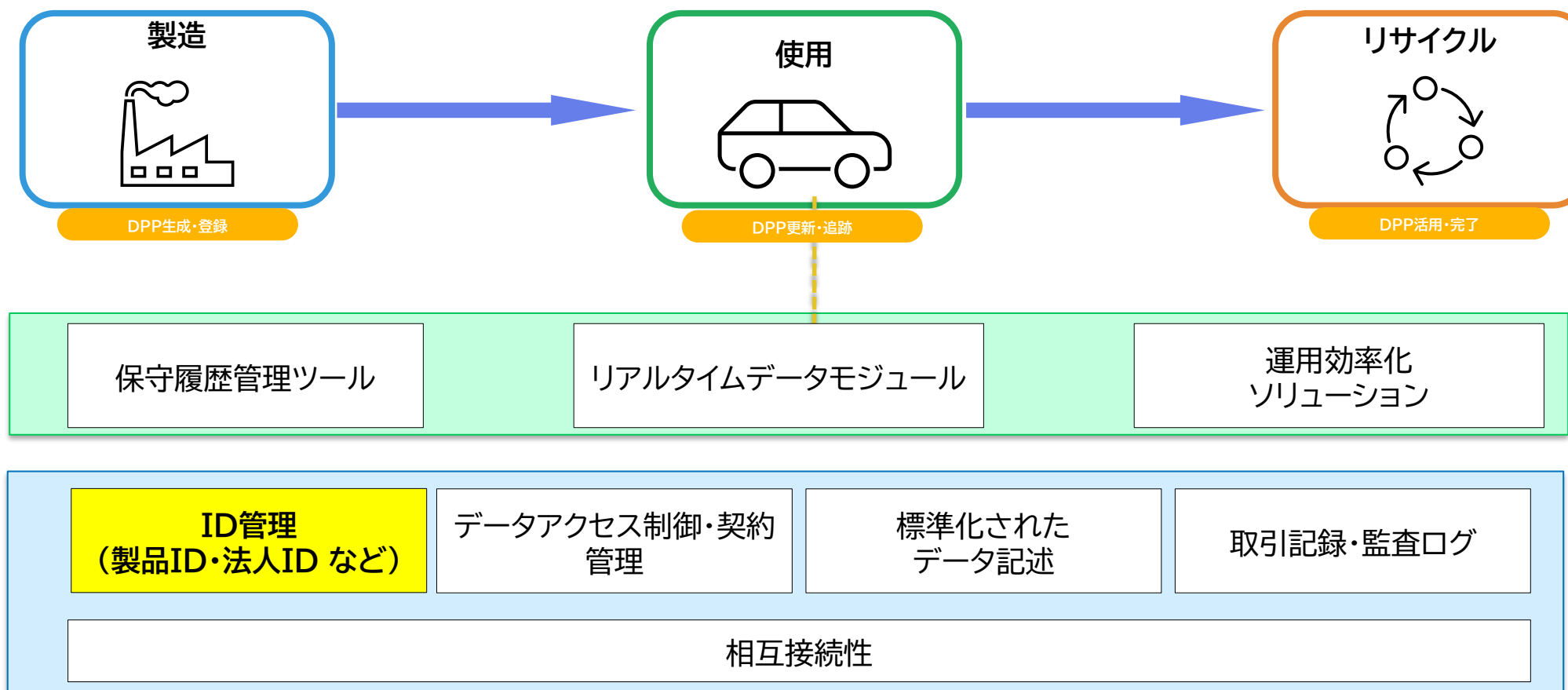
5.6 実証を踏まえた課題とGビズIDへの要望

GビズIDの利便性についての課題

No	②
課題	GビズIDの利便性についての課題
説明	<p>GビズIDの民間利用ユースケースが拡大することに伴って、GビズID経由で取得した認証結果を多段利活用が検討されると予想される。</p> <p>例えば今回のユースケースでは、OEMだけでなくサプライヤもリサイクラーの属性情報を利活用するという検討などが考えられる</p> <p>現行のGビズIDでは、Token Exchange(RFC8693)に未対応であり、取得したアクセストークンを用途や連携先ごとに限定的なトークンへ変更することができない。このため、多段的に認証結果を利活用する場合、最初に発行されたアクセストークンをそのまま中継・利用する構成となりやすい。</p>
効果	認証結果について、利活用権限を柔軟にコントロールすることが可能になり、セキュリティ向上やユースケース拡大が期待される。
優先度	中
GビズIDへの要望	Token Exchange(RFC8693)に対応するなど、GビズID経由で取得した認証結果の多段利用をセキュリティを担保しつつ実現することが望まれる。
その他の要望	—

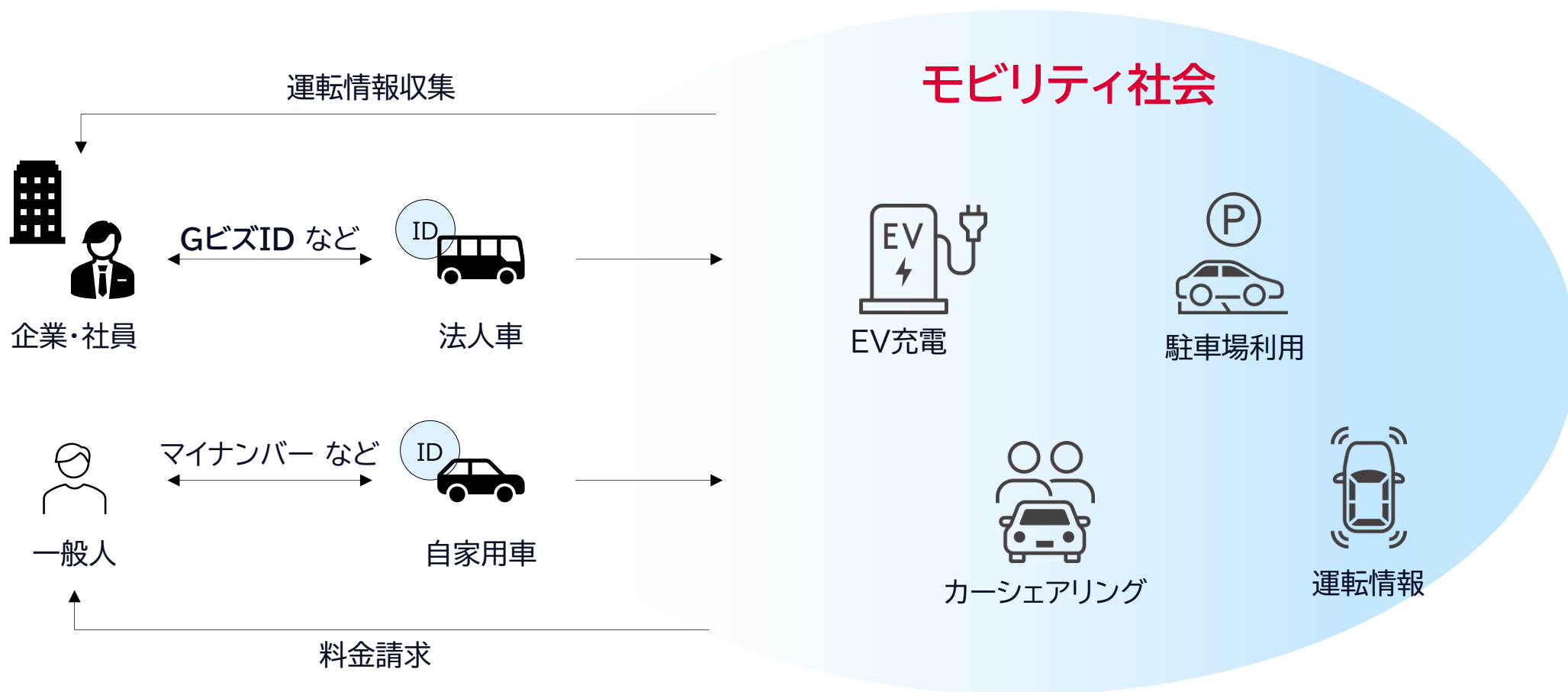
5.7 サーキュラーエコノミーにおけるGビズIDの活用

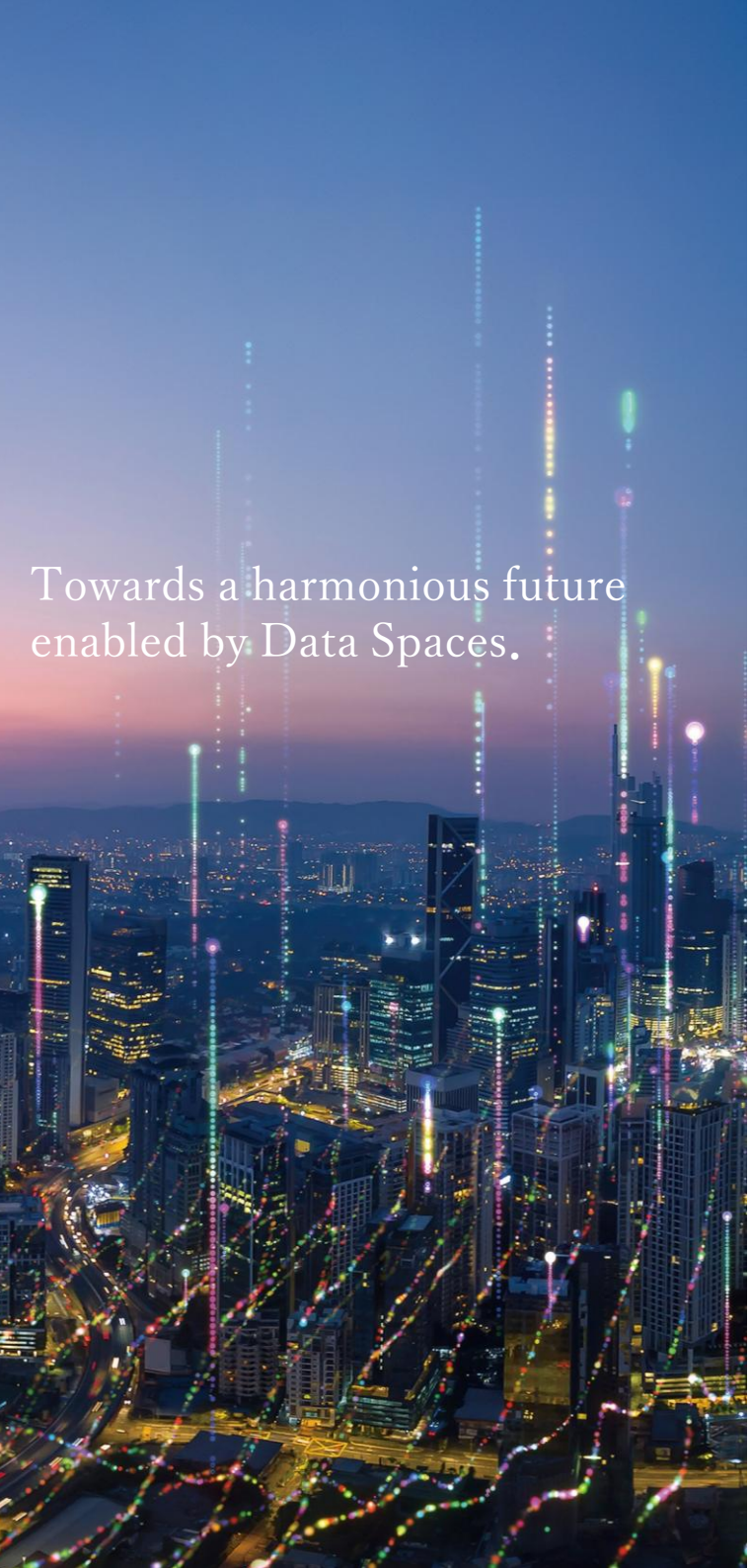
- サーキュラーエコノミーでは、「製造」「使用」「リサイクル」の全てのフェーズにおいて製品情報や運用データが活用されることで、消費者を含めた産業全体としての安全性・効率性・信頼性を兼ね備えた社会を実現する
- 本実証では、「製造」「リサイクル」のフェーズにおいてID管理基盤としてGビズIDを用いたが、「使用」においても製品とその利用者の紐づけにGビズIDを有効に活用することが期待される



5.7 GビズID法人認証とモノのIDの連携モデルの一例

- DPPやIoT機器の拡大に伴い、「製造」「リサイクル」だけでなく「使用」においてもモノに一意のIDを付与しデータ連携する社会基盤の重要性が高まっている
- 「使用」において、モノのIDは単体で成立するものではなく、ヒト・企業との確実な紐づけが前提となる。
- ヒト・企業のIDとモノのIDを紐づける信頼性の基盤としてGビズID等のサービスの活用が期待される





Towards a harmonious future
enabled by Data Spaces.

06

民間が使いやすい信頼確認の論点 整理

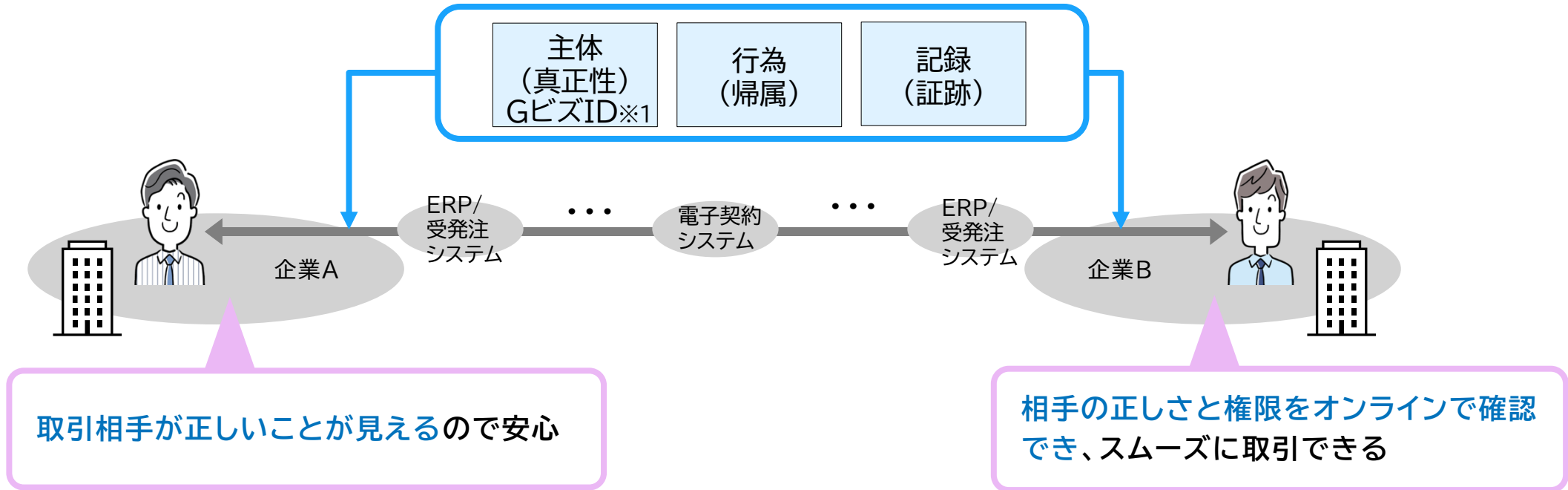
6.1

あるべき姿の提示と整理の視点

6.1-1 人手を介さずに、確認できる“あるべき姿”

対面・書面・業界内の信用に頼る正当性確認が、オンラインで止まらずに処理するうえでネックとなっている。本章では、相手の正しさと権限、行為と記録を手を介さず確認でき、後から検証・説明できる状態を“あるべき姿”として置く。

各システムで相手の正しさを確認できる



※1…主体確認に関わる認証基盤等の一例として記載

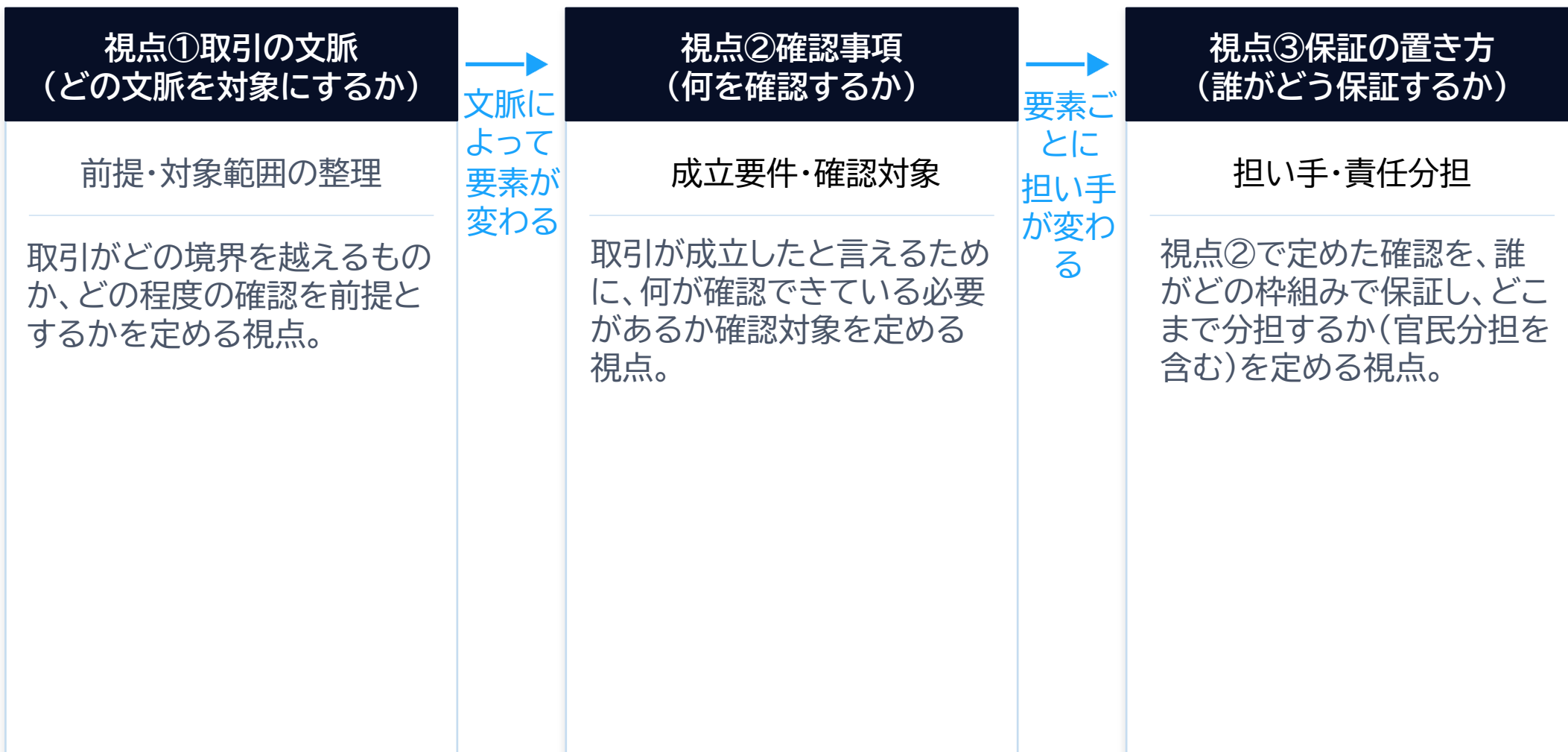
図 トラスト将来像(受発注フローの確認例)

- 課題: デジタル完結(オンラインで止まらずに処理すること)を目指すと、取引の主体(真正性・権限)／行為／記録が揃わない。結果として人手の確認工程が発生し、処理が滞りやすい。
- 理想: 連携する多数のサービス間で、取引当事者の真正性・権限と、行為・記録を手を介さずデジタルで確認できる。
- 効果: 相手の正しさと権限が見えることで安心して連携でき、確認待ちで止まらずスムーズに取引を進められる。さらに、なりすましや不正が入り込みにくくなり、取引後も検証・説明できる。

6.1-2 実現のための3つの視点

トラスト将来像を実現するための要件は、「取引の文脈」「確認事項」「保証の置き方」の3つに分けて考えると整理しやすい。

前提→確認→保証の仕組み(アンカー等)を分けて順に整理することで、論点を段階的に整理し、要件化を進めやすくする。



6.1-3 本章の対象

本章はデジタル完結(オンラインで止まらずに処理すること)を目指す組織間の取引を主対象とする。

対象とする取引

企業間データ連携における取引

組織をまたぐデジタル取引・手続を対象とする。

組織または組織の代表者・担当者の行為、およびシステム間で実行される処理(受発注・請求・決済・行政手続き等)を含む。

本章で扱わないもの

組織内で完結するシステム連携

公開情報の参照や検索等、取引相手との合意・権限確認を伴わない領域

※ただし、規制・新規参入等により、領域の境界が変化する場合がある。

6.2

論点の体系化

6.2節の進め方

本節は、①取引の文脈、②確認事項、③保証の置き方の順に整理して提示する。以降の区分や棚は、議論を揃えるための一例である。

1

取引の文脈を定める

適用する取引の範囲を整理し、議論の土台を揃える

2

確認事項を整理する

確認すべき事項を整理の観点で分類し、論点を分ける

3

保証の置き方を整理する

誰を信頼の根拠にするか(トラストアンカー)
どこまでを誰が担うか(官民分担・連携)

6.2-1 視点①:どの文脈を対象にするか

トラストのあるべき姿を検討する上で、確認すべき事項や必要な水準は、対象とする取引の文脈によって異なる。本章では、文脈を定める要素の一つとして、まず取引がどのようなデータ連携として成り立つかを整理する。

本章で扱う対象

範囲

(1) 本章の主対象

個々や複数の組織内や組織間でのデータ連携を中心とする連携

例:個別に相手確認が必要な組織間のやり取り

共通の運用主体や統一ルールに必ずしも依拠せず、組織間で個別に成立する取引。組織の境界を越えるため、相手の真正性・権限・証跡を、相手組織や第三者から確認できなければ成立しにくい。

(2) 枠外との接点を扱う

コミュニティの中である程度データ連携が完結する組織間連携

例:業界共通IDや共通手順のもとで回る連携

業界・分野ごとの合意や慣行・ルールのもとで成立する連携。通常は枠内の前提で運用されるが、枠をまたぐ連携や新規参入が入ると、①と同様に外部からの確認が必要になる。

(3) 本章では中心に扱わない領域

組織内で完結する利用や参照中心の利用

例:社内DB、公開情報の参照、検索中心の利用等

外部の当事者間で、正当性の確認を設計して成立させることが主眼になりにくい領域。ただし、情報の正しさや提供元の確認が必要になる場合もあり、必要性は低くてもゼロではない。

対象範囲の留保:

- 境界は固定ではない。規制変更や新規参入などにより、当初は(3)に近いとみていた領域でも、(1)と同様の要件整理が必要になる場合がある。ここでの区分は固定的な結論ではなく、議論を整理するための見方として示す。
- (1)(2)に位置づけられる取引であっても、想定する利用の仕方によって、必要となる確認事項や保証の置き方は異なりうる。

以降は(1)の組織内/組織間データ連携と(2)の組織間データ連携において必要となるトラストについて検討を行う。

6.2-2 視点②:何を確認するか

トラストのあるべき姿を検討する上で、トラストを整備していくために確認すべき事項を5つの観点で分類を行っていく。(例:Who/Action/Record/What/Trust Boundary)

中心的な観点

Who

主体

誰が当事者か(本人/組織/所属・立場の根拠)

検討観点(例):

- 主体の確認
- 当事者(法人・個人)の関係をどう説明するか
- なりすましをどう防ぐか
- 実現手段の検討

現状の仕組み(例):

- 法人の実在性 → 商業登記電子証明書、GビズID
- 個人の実在性 → マイナンバーカード、民間認証局

Action

行為

何をするか(申請・承認・委任・代理など)

検討観点(例):

- その行為が何に当たるか(申請・承認・委任・代理など)
- その行為に必要な権限は何か
- その権限の根拠をどう示すか
- 実現手段の検討

現状の仕組み(例):

- 合意・署名 → 電子署名サービス(クラウドサイン等)、eシール
- 権限の証明 → GビズID委任機能(行政手続き)、委任状・印鑑証明(民間・非デジタル)

Record

記録・証拠・来歴

何が記録として残り、後から検証できるか

検討観点(例):

- 何を記録として残すか
- 後から説明・検証できる形で残せるか
- 実現手段の検討

現状の仕組み(例):

- 時刻証明 → 認定タイムスタンプ局
- 保存制度 → 電子帳簿保存
- 改ざん耐性 → ブロックチェーン、監査ログ

追加観点(条件次第)

What

対象

何を対象とするか(対象の一意性/対象範囲)

例)申請提出では、「どの法人の行為か」が重要であり、Whatは不要な場合がある。継続取引では、「何についての合意・履行か」が重要であり、Whatが必要になる。

Trust Boundary

信頼境界

どこで境界を越え、何を連携・確認するか(境界・連携点)

整理の観点の位置づけ:この整理の観点は、確認事項を漏れなく分けて議論を揃えるための仮置きである。文脈によって重みづけや必要水準は変わりうる。
GビズIDの位置づけ:本章の整理上、GビズIDは主として認証・委任に関わる仕組みとして位置づけられる。

6.2-3 視点③-1:誰を信頼の根拠にするか(トラストアンカー)

前述6.2-2における整理の上で保証の拠り所(トラストアンカー)が必要となる。保証の置き方は一律ではないため、本章では「誰が信頼の根拠を担うか(トラストアンカー)」の観点から整理する(例:公的/業界の枠組み/民間)

確認事項(Who/Action/Record)について誰を信頼の根拠(アンカー)とするかで、実装・運用の選択肢が変わる。そこで本章では、アンカーの選択を独立した観点として整理する。

トラストアンカーの3類型

①

公的な枠組みがアンカー(国・公的機関)

業界を横断して通用する共通の根拠として、公的な制度・認定を信頼の起点に置く。広く適用しやすい一方で、制度設計・運用の前提が必要になる。

②

業界の枠組みがアンカー(共同運用)

業界・分野の合意や共同運用の枠組みを、信頼の根拠(アンカー)として置く。枠内での参加者・責任・運用ルールをそろえて成立させる。

③

民間(市場・技術)がアンカー

事業者の保証や市場・技術にもとづく仕組みを、信頼の根拠(アンカー)として置く。柔軟に展開できる一方で、利用者・相手方が「信頼できる」と合意できる根拠の示し方が課題になり得る。

アンカー選択の考え方

「国か民間か」の二項対立ではなく、どの枠(業界の合意・運用)を信頼の拠り所にするかで選ぶ。広く共通化するなら①、枠内で参加者・責任・運用を揃えられるなら②。民間側を使う場合は認定・監査で裏付けを付ける
※文脈によって前提条件が異なるため、アンカー選択に追加の考慮が必要になる場合がある。

6.2-4 視点③-2:どこまでを誰が担うか(官民分担の線引き)

保証の置き方はアンカー選択だけでは決まらないため、本章では官民分担という観点から線引きを検討する(例:信頼性/効率性/既存インフラ活用)

アンカー(誰が信頼の根拠を担うか)を決めても、それだけでは実装できない。信頼ある連携を広く回すためには、何を分担するか(分担対象)と、どう線を引くか(線引きの観点)を分けて設計する必要がある。
本スライドでは、上段に「分担対象」の例、下段に「線引きの観点」の例を示す。

分担対象(何を分担するか)

A ルール(定義・標準)

トラストの要件・用語・手順・責任の考え方など、共通のルールを定める。

B 基盤(共通機能)

認証・署名検証など、横断で使える共通機能や仕組みを用意する。

C 認定・継続運用(枠組み)

サービスの認定や、継続的な確認・更新の枠組みまでを扱います。「どの要素を誰が保証するか」を明確にする。

線引きの観点

リスク(影響の大きさ)

影響が大きいほど保証が厚くなり、官の関与が求められる。

効率(回しやすさ)

官民の分担により、実装・運用の回しやすさ(手間・コスト・運用負荷)が変わり得る。

既存の仕組み活用

既存基盤を使えるほど立上げ負担が下がり、分担が変わる。

情報開示や取扱い等の特性

個人情報など、取扱いに慎重さが求められる領域もあり、官側では取り扱わない線引きもあり得る。

分担設計の前提

官民分担の境界は目的や領域特性に応じた柔軟な線引きが必要。どの観点を優先するかは、対象領域と目指す効果によって変わりうる。

6.3

まとめ

6.3-1 本章の到達点

これまで整理したことは、トラスト実現のためのベースであり、今後の市場ニーズや情勢等を踏まえてトラストの在り方や実現方法を継続して検討していく必要がある。

本章の到達点

トラストの実現に向けて、何が必要かを可視化し、議論の出発点を定めたことが本章の到達点である。民間側のコスト削減や効率性、既存基盤の活用可能性も含め、トラスト実現に向けた構成の考え方を整理した。

視点	論点
① 取引の文脈	適用領域の設定 取引の文脈によって確認すべき事項や必要な水準は異なる。取引の範囲を軸に整理したところ、相手の真正性・権限・証跡を外部から検証できなければ成立しない組織間のデジタル取引を主対象として位置づけた。
② 保証すべき内容	保証要素の構造化 Who/Action/Recordを基本要素とし、取引の性質に応じてWhat・Trust Boundaryが加わる構造を整理した。
③ 保証の置き方	トラストアンカーの選択条件 「民間か国か」の二項対立ではなく、業界・分野で参加者と運用ルールを合意できる枠があるかで、使い分けるものとして整理した
	官民分担の軸は複数ある 「何を分担するか(ルール・基盤・認定)」と「どう線を引くか(リスク・効率・既存インフラ)」を分けて設計する必要がある。官民分担の境界は目的に応じて複数の引き方がある。

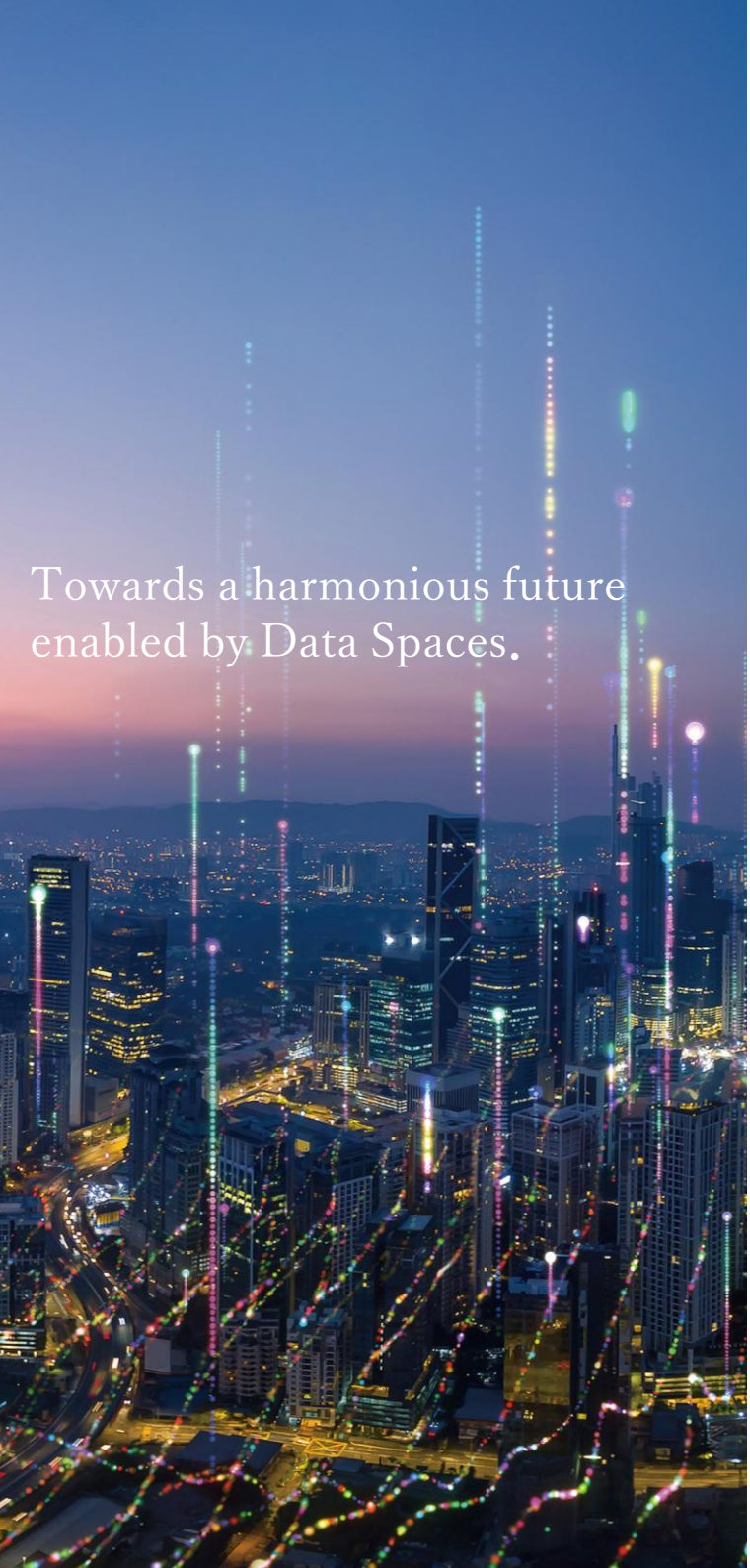
※ 3つの視点で整理できる論点は他にもある。本章ではこの議論の中で浮かび上がったいくつかを取り上げた。類似の議論が他の文脈でなされている可能性を留保しつつも、本議論において具体的に確認できた論点として位置づける。

今後のトラスト実現に向けた考察

民間利用で求められるのは、認証・署名・委任・記録が個別に存在することではなく、誰が、どの権限で、何を行い、その結果を後から検証できるかが一つの流れとして確認できることである。そのため、複数の主体が機能を担う場合でも、分断されず接続されていることが重要である。

今後に向けて

今後は、個々の仕組みを個別に捉えるだけでなく、それらを一貫したトラストの仕組みとして構成できるかという観点から、要件整理と官民の役割分担の具体化を進める必要がある。民間側でもトラストのあるべき姿の検討と実現に向けた活動が必要であり、官と民とのより一層の連携が必要。



Towards a harmonious future
enabled by Data Spaces.

07

まとめ

GビズIDの活用可能性に関する整理

実証で確認された主な有効性

1. 参画容易性(中小企業への親和性)

- KYCプロセスが簡易であるため、大企業に限らず中小企業も参加しやすい設計となっている。
- 一方で、保証の主体が国(公的機関)であるため、信頼の根拠として関係者間での受容が得やすい。
- 民間アンカーへの信頼が得られにくい場面においても、国アンカーとして機能するため、軋轢が生じにくい。

2. 組織と個人の紐づけ

- GビズIDは「組織(法人)」と「その組織に属する個人」の紐づけを事前に確認した状態で提供されている。
- これにより、RP(Relying Party)側は、個人が特定の組織に属することを別途確認するステップをスキップできる。
- 現状はプライムアカウントに限定されているが、「法人と人の関係の証明」という構造的な問題に対し、統一的な手順での確認を実現できる点で有効である。

3. RP側の具体的なメリット

- 個人が組織に属することの証明として活用できるため、従来は個別・属人的な対応になりがちだった確認プロセスを、統一的・標準的な手順に置き換えることができる。
- 確認コストの削減と、確認プロセスの標準化が同時に実現できる。

4. 他の仕組みとの組み合わせによる拡張性

- GビズIDをベースレジストリや商業登記電子証明書等の既存の仕組みと組み合わせることで、以下の実現が期待できる。
 - オンライン上での属性証明(組織の实在・法人格・所在等)のスムーズな取得
 - 民間取引において求められる電子署名の円滑な実施
 - 各主体が個別にトラスト基盤を整備するコストを抑えながら、信頼性の高い取引環境の構築

GビズID活用の課題

民間普及に向けたGビズIDの課題

- 本実証では、行政手続き向けに設計されたGビズIDと、民間で求められる認証基盤の間にある課題を整理した
- 以下では、GビズIDの民間活用に向けた課題を「トラスト基盤整備」「機能拡充」「開発者アクセシビリティ向上」の3面に分けて示す

トラスト基盤整備

- メンバーアカウント管理体制など企業側責任の範囲についてガイドラインなどを提示することが期待される
- GビズID / Gビズインフォ/ 法人登記簿など行政機関において審査結果や取得可能情報が個々で管理されており、共通の仕組みを整備することが望まれる

機能拡充

- 企業の基本情報だけでなく事業内容や認定・資格の獲得状況など詳細情報も取得できるようになることが望まれる
- 民間ユースケースを増やすため、既存のログイン機能に加え、署名機能やトークン交換機能など各種機能を実装することが期待される

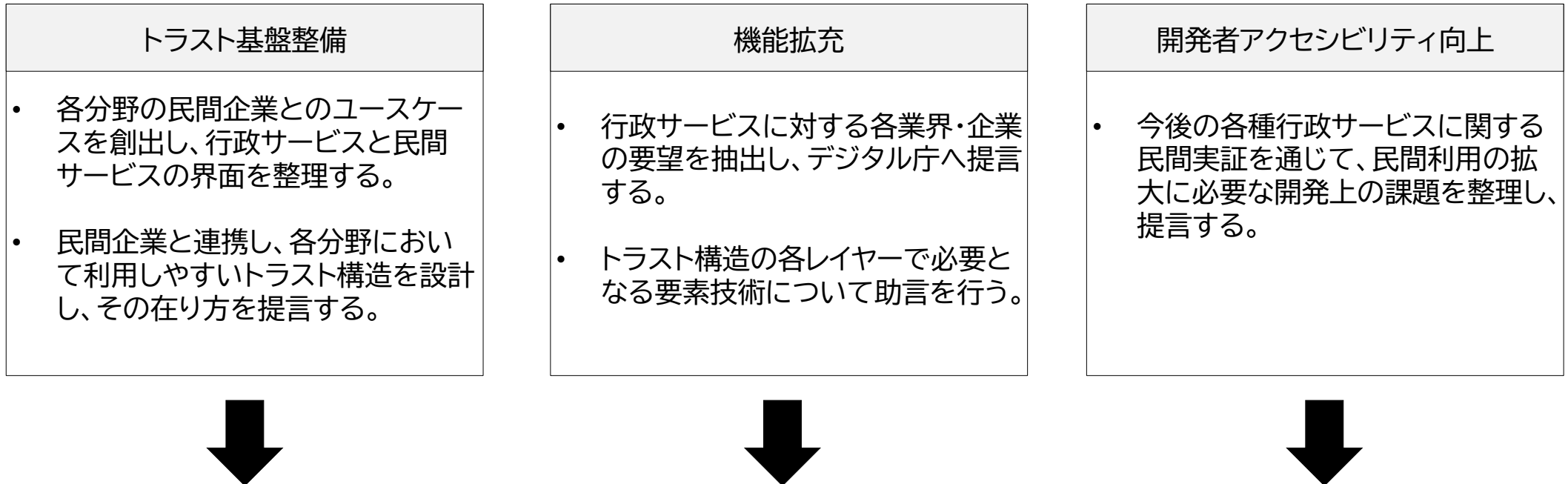
開発者アクセシビリティ向上

- 開発コスト低減に向けて、多要素認証の条件などOAuth2.0外のGビズID特有の仕様についてよりドキュメントが整備されることが望まれる
- Client設定の管理など、民間側でも最低限の設定は手軽に調整できるようになることが期待される

今後の取組・展望

ユースケースの具体化を通じて、民間利用に向けたトラスト基盤の整備を進める

- 本検討を通じて、GビズIDの活用は、民間サービスにおける事業者確認や手続の円滑化に資する可能性が示された。
- 一方で、利用拡大に向けては、行政サービスと民間サービスの連携の在り方、利用場面ごとに必要な確認事項、必要な機能や実装条件について、引き続き整理が重要である。
- 今後は、個別のユースケースを通じて、トラスト基盤整備、機能拡充、開発者アクセシビリティ向上の観点から論点を整理し、具体化を進めていく。



これらの取組を通じて、行政サービスと民間サービスの連携を高度化し、信頼性と利便性を両立したトラスト基盤の実現につないでいきたい。